

令和6年第2回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和6年6月12日(水曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 15時51分

議事日程

開会 令和6年6月12日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
税条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武
町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第3号 専決処分を報告し承認を求めることについて(令和
5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計
補正予算(第4回))

日程第7 議案第4号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第6号 漁港漁場の整備法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第7号 物品売買契約の締結について
- 日程第11 議案第8号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第9号 令和6年度阿武町一般会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第10号 令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- | | |
|--------|---------|
| 1番 | 米 津 高 明 |
| 2番 | 上 村 萌 那 |
| 3番 | 白 松 靖 之 |
| 4番 | 西 村 容 子 |
| 5番 | 松 田 穰 |
| 6番 | 池 田 倫 拓 |
| 7番 副議長 | 市 原 旭 |
| 8番 議 長 | 末 若 憲 二 |

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花 田 憲 彦

副町長(総務課長事務取扱) 中 野 貴 夫

教育長 網 本 徳 文

まちづくり推進課長 高 橋 仁 志

健康福祉課長 矢 次 信 夫

戸籍税務課長 水 津 繁 斉

農林水産課長 野 原 淳

土木建築課長 近 藤 慎 治

教育委員会事務局長 藤 田 康 志

会計管理者 柴 田 奈 美

福賀支所長 工 藤 茂 篤

宇田郷支所長 小 野 智 彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の天候は、例年なら5月末から6月上旬には梅雨入り宣言があるところですが、いまだにありません。今週も晴れが続き、連日30℃近い猛暑が予想されていますので、梅雨入りは来週以降になるのではと思います。

山間部では田植えも終わっていますが、沿岸部では今からのところもあるようです。どちらも水の管理に大変な思いをされていると聞いております。早く適度な雨が降ることを期待しております。

国際社会では、ロシアによるウクライナへの軍事侵略はいまだに続いており、また、イスラエルのガザ地区への攻撃も一向に収まる気配を見せません。多くの住民が犠牲になっています。特にイスラエルはガザ地区に避難させておいて、難民キャンプに攻撃を加えていて、許されることはありません。特に、子どもたちが勉学の機会を失い、また犠牲となっています。国連など国際機関の力の無さを痛感しております。

また、東アジアにおきましては、北朝鮮による幾度となく繰り返される弾道ミサイルの発射は、日本にとっても大変脅威であります。また、現在では、お互いが風船を使つてのビラや汚物の飛ばし合いをしています。

また、中国と台湾の争いごとが大きくならないことを祈っております。台湾に近い与那国島などが巻き込まれる恐れがあり、大変危惧しております。こちらも1日も早く安全な東アジアが訪れることを望んでいます。

一方、国内においては、政治に対する国民の信頼を取り戻すべく、政治資金規正法の改正が、今参議院において集中審議されていますが、国民にわかりやすい改正になってほしいと思います。

また、東京都知事選挙が20日に告示されますが、日本の首都の組長を決める大事な選挙であります。現職が本日あたり出馬表明されるとのことですが、40人以上の候補者が立候補する予定だと報道されています。しかしながら、女性同士の一騎打ちではないかと思われます。国民が非常に関心を持っておりますので、非難ばかりではなく、クリーンな選挙を望んでいます。

そんな中、議員各位におかれましては、令和6年第2回阿武町議会定例会に、応召ご出席ありがとうございます。

本議会は、議案数は少ないのですが、町民のみなさまの生活や福祉に直結す

る大事な議案などがあります。慎重なる審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

○議長 本定例会に付議させられます案件は、議案 10 件、全員協議会における報告 3 件、また 6 人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は 8 人全員です。ただ今より、令和 6 年第 2 回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、一般質問、議案説明、及び委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 2 月 28 日開催の令和 6 年第 1 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

3 月 1 日、萩高等学校奈古分校卒業証書授与式が萩高等学校奈古分校で開催され、本職が出席しました。

3 月 8 日、阿武中学校卒業証書授与式が阿武中学校で開催され、議員各位出席されました。

3 月 15 日、令和 6 年第 1 回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

3 月 16 日、みどり保育園卒園式がみどり保育園本園で開催され、本職が出席をしました。

3 月 19 日、阿武小学校卒業証書授与式が阿武小学校で開催され、議員各位出席されました。

同じく 19 日、福賀小学校卒業証書授与式が福賀小学校で開催され、議員各位出席されました。

3 月 25 日、第 5 回 A B U スイムラン第 1 回実行委員会が役場本庁で開催され、本職が出席しました。

同じく 25 日、すみよいふるさとづくり計画審議会が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

同じく 25 日、令和 6 年第 1 回山口県市町総合事務組合議会定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

4 月 1 日、令和 6 年阿武町内小中学校教職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席をしました。

4 月 4 日 みどり保育園入園式がみどり保育園本園で開催され、本職が出席をしました。

4月8日、阿武小学校入学式が阿武小学校で開催され、議員各位出席をされました。

同じく8日、福賀小学校入学式が福賀小学校で開催され、議員各位出席をされました。

同じく8日、阿武中学校入学式が阿武中学校で開催され、議員各位出席をされました。

同じく8日、萩高等学校奈古分校入学式が萩高等学校奈古分校で開催され、本職が出席をしました。

4月28日、第25回森里海の市が道の駅阿武町で開催され、本職が出席をしました。

5月12日、山口県漁協奈古支店大漁祈願祭が開催され、本職が出席をしました。

5月16日、萩石見空港利用拡大促進に係る益田市議会との懇談会が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

5月21日、全国町村議会議長副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、本職が出席をしました。

5月22日、全国町村議会都道府県会長会が札幌で開催され、本職が出席をしました。

5月24日、令和6年度萩石見空港利用拡大促進協議会総会が益田市立保健センターで開催され、本職が出席をしました。

5月28日、令和6年度山口県商工会連合会通常総会が山口市のユウベルホテル松政で開催され、本職が出席をしました。

5月30日、令和6年度萩広域シルバー人材センター定時総会が萩市総合福祉センターで開催され、本職が出席をしました。

6月4日、午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会についての協議がなされました。その結果につきましては、資料のとおりであります。

なお、それぞれの資料が控室にありますので、ご覧ください。

○議長 以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和6年第2回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員のみなさま方におかれましては、公私ご多端の中、本定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

さて、新緑も一段と濃さを増す中で、今日は30℃を超えるというふうになり

そうですが、いきなり梅雨をとおり越して、まさに夏の様相となってまいりましたが、今年は、元日の能登半島地震にはじまり、2月下旬には千葉県東方沖、そして4月上旬には台湾東部、中旬には愛媛県や高知県で大きな地震が発生したほか、この阿武荻地域においても、震度3の地震を観測したところではありますが、日本に住んでいますと、いつどこで地震に襲われるか分からない状況であるということを実感したところでもあります。

こうした中で、能登半島地震につきましては、総務省の応急対応職員派遣制度、これの要請を受けて、去る5月2日から9日までの8日間、本町から、税務の家屋評価経験のある職員1名を石川県輪島市に派遣いたしました。

職員は、現地では罹災証明書の根拠となる、住家被災認定調査業務に従事したところではありますが、帰庁後に報告を受けましたが、インフラが十分に復旧されていない中での滞在は、不便なことも多かったようではありますが、しっかりと職務を全うしてくれたということでもあります。

さて、例年より梅雨入りは遅れておりますが、今まさに本格的な梅雨の時期を迎え、大雨に対する万全の体制と警戒を取ることは当然のことではありますが、望むらくは、大雨や洪水等による災害の発生がなく、平穏なうちに梅雨が明ければと願っているところでもあります。

こうした中、先月の25日には、福賀小学校開校150周年記念こいのぼり大運動会が、地区をあげて盛大に開催され、運動会に先立って行われた記念式典では、式辞や祝辞に続いて200人以上もの参加者全員が運動場にならんで、150の人文字をつくって、ドローンによる空撮も行われるなど、福賀地区のみなさんの思いが伝わる記念大会となり、私も胸を熱くしたところでもあります。

さて、議員各位もご案内のとおり、先般、民間組織の人口戦略会議が、全国1,729自治体の内、744の自治体が消滅可能性自治体であると一覧を公表いたしました。この根拠は、子どもを産む中心世代といわれる20代から30代の女性の数、いわゆる若年女性人口であります。これが2020年から2050年までの30年間で、半数以下になると推計される自治体においては、人口減少に歯止めをかけることができなくなると、結果として、将来的に自治体運営が立ちゆかなくなるとの考え方でありまして、ちょうど10年前の日本創成会議の同様の発表では、その時は896自治体が消滅可能性都市であるといわれてましたが、比較しますと一見改善したように見えますが、実はその主な要因が、外国人住民の増加によるものといわれておりまして、実質的な少子化基調は少しも変わっていないとの見方もあるところでもあります。

なお、山口県内の該当自治体は、萩市、長門市、美祢市、そして周防大島町、上関町、田布施町、平生町、そして阿武町の3市5町であります。

その一方で、厚生労働省が2月下旬に発表した人口動態統計の速報値によりますと、外国人を含む2023年に生まれた赤ちゃんの数は、過去最低の76万人

となり、婚姻数も90年ぶりに50万組を割り、一方で死亡者数は、過去最多の159万人となり、これから出生者数を差し引いた、いわゆる人口の自然増減がありますが、日本全体で83万人の減と、過去最大の減少幅でありました。我が国は今、未婚・晩婚化の傾向に加えて、新型コロナウイルス禍の影響により、少子化が政府の想定よりも12年早いペースで進んでおり、地域や社会経済活動の維持が大きな課題となっています。こうしたことに歯止めをかけるために、政府は次元の異なる少子化対策として、児童手当の高校生までの支給期間の延長、多子加算について、第3子以降を3万円に拡充するなど、子どもがいる世帯への経済的支援に力点を置く一方で、安定した雇用や賃上げなど、将来の安定感が求められているところであります。

また、少子化は将来的な現役世代の減少にもつながり、地域経済や産業の衰退をはじめ、行政サービスの低下、交通手段の維持や社会保障制度の根幹に関わる問題であり、地方における人口の取り合いではなくて、日本全体の問題として東京一極集中から脱却し、地方への移住促進を進めて、人口減少を前提とした社会づくりが求められるところであります。

こうした中、本町の人口動態であります。議員各位もご案内のとおり、出生者数においては、平成28年度から令和3年度までの6年間は1ケタが続いておりましたが、一昨年の令和4年度には、7年ぶりに12人と2ケタ台に回復し、昨年令和5年度においては17人の出生者があり、回復基調で推移しているところであります。

なお一方で、令和5年度の死亡者数は、概ね平年並みの67人でありまして、いわゆる自然増減は、差し引き50人の減ということでもあります。

次に社会増減であります。転入者が令和5年度であります。転入者が88人、転出者が82人で、差し引きプラス6人でありまして、一昨年度、令和4年度のプラス17人に続いて、2年連続でなんとかプラスを維持することができました。そして、この自然減と社会増の差し引きによる、令和5年度1年間の人口の増減につきましては、今申し上げましたように、自然増減がマイナス50人、社会増減がプラス6人で、差し引きマイナス44人となったところであります。

なおこの数値は、平成7年度のマイナス38人、平成11年度のマイナス42人、そして令和4年度のマイナス43人に続いて、過去4番目に少ない数値でありまして、全てとは申しあげませんが、これまで展開してきた本町の独自の手厚い子育て支援や定住対策、地方創生への取り組み等の成果も部分的には反映しているのではないかと考えているところであります。

次に、高齢者福祉であります。ご案内のとおり、恵寿苑、清光苑、いらお苑、及びひだまりの里などを運営していただいている阿武福祉会ですが、ご承知のように、昨年の10月に梅田事務局長がお亡くなりになり、続いて今

年の2月には、藤山苑長が急逝されるという大変な事態が発生いたしました。私といたしましても、このことは大変憂慮しているところでありますが、阿武福祉会から要請がありましたので、とりあえず今年4月から、前福賀支所長の佐村秀典君を事務局長として阿武福祉会に派遣し、阿武福祉会の経営の安定化を図ると共に、阿武福祉会と阿武町の社会福祉協議会、そして役場の3者が一体となって、これからの高齢者福祉に対応できるよう、体制の再構築に取り組んでいるところであります。

また一方で、新たな医療体制の確立であります。このことについては、数年前から、阿武福祉会の理事長でもある齋藤医院の齋藤先生も交えて、将来のあり方について検討を重ねてきた経緯もありますが、ここに来て、齋藤先生の方から、ご自身も高齢であり体調も万全ではなく、後継者も見込めない中で、長くは続けられないとの申し出を受けたところであります。そして、こうした中で、現在まで水面下ではありますが、山口県をはじめ、山口大学医学部附属病院の先生や、関係機関との調整を進めて参りましたが、今後は、山大医学部とのコンサルティング契約に基づき、専門的な助言をいただきながら、スピード感を持って、新たな医療体制の確立、あるいは高齢者福祉の充実にむけて取り組みを強化、加速していく所存であります。

次に、第一次産業であります。農業においては、7年目を迎えた1／4ワークスの援農プロジェクトも、今年度は福賀の4農家と2法人に対して9人の若者が全国から参加して、福の里の田植えの手伝いをするなど、関係人口の増加も図っておりますが、これは過去の参加者の中には、複数の人がこの取り組みを機会に阿武町に移住された実績もありまして、今後は、農業以外の新たな展開にも期待を寄せているところであります。

また、奈古地区においては、農地中間管理機構関連農地整備事業についても、昨年11月には、野地のキウイフルーツモデル園の造成工事が発注され、ようやく目に見える形で工事がスタートしたところでありまして、今年度においては植栽面積0.9ヘクタールの果樹棚、そして防風ネットを設置した後に、来年の3月頃には、キウイフルーツのヘイワードの苗木430本を植栽することとしているところであります。

また、漁業においては、松田議員も所属されている野島水産においては、この春から新卒の大学生が就職して、本町に定住するなど、嬉しいニュースも聞いているところであります。

また、ABUキャンプフィールドもご案内のとおり、現在も、週末や休日前には大いに賑わっているところでありまして、道の駅の直売所やテナント、あるいは町内商店の売上にも大いに貢献するとともに、地域内循環の定着にも繋がっているところでもあります。

次に、道の駅であります。この4月からは新しい駅長が就任したところで

ありますが、ここに来て、キャンプ場を中心に森里海の豊かな自然環境や暮らしの風景、無角和牛や体験型の観光など、町の魅力の発信を強化する中で、各種マスメディアにも頻繁に取り上げられるようになり、阿武町の魅力全体の相乗効果として、広くプロモートされてきているようにも実感しているところでありまして、活躍を大いに期待しているところであります。

縷々申し上げましたが、今月16日の日曜日には、コロナ等で延期されていましたが海上自衛隊呉音楽隊コンサート、来月7月7日にはABUスイムラン道の駅フェスタ、そして10月19日にはABUジャズフェスティバル2024も予定されており、こうしたイベントにより、コロナ禍からの脱却の機運が高まる中で、徐々にではありますが、町の元気が戻ってきつつあるような感じもしているところであります。

そして、来年の1月1日は、阿武町制施行70周年を迎えることから、この記念イベントの第1段として、今現在1年かけて阿武町の魅力を再発見し、広く紹介するため、森の部、里の部、海の部、人の部、鹿島の部もSNSの部の6つの部門で、それぞれ四季ごとの、阿武町の魅力ある写真を募集するフォトコンテストの作品募集を行っているところでありまして、来年の7月に予定している記念式典に向けて、これから色々な記念イベント等も計画し、実施して行くこととしているところであります。

そして、これまで長年にわたり阿武町政に携わってこられた先輩諸氏の想いを胸に、これからも小回りの効く小さな町の利点を活かしながら、自助、互助、共助、そして公助を基本として、地域で助け合う仕組みを構築しながら、阿武町方式による阿武町らしい持続可能な循環型社会、あるいは魅力あるまちづくりを力強く推進して参る所存でありますので、引き続き、ご理解ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は10件で、内容は、法律及び関係政令等の改正に伴う「阿武町税条例」及び「阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例」のほか、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)の計3件の専決処分をはじめ、会計年度任用職員の期末手当の割合を一般職の職員に準じた率に改正する「阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、また、保育士の設備基準の改正に伴う「阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、さらに、法律名の改正に伴う「漁港漁場の整備法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、また、阿武町消防団の奈古第1分団に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新に伴う「物品売買契約の締結について」、さらに、法律等の一部を改正する法律の制定に伴う「山口県後

期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」のほか、人事異動等に伴う「一般会計補正予算(第1回)」及び「国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)」であります。

次に、全員協議会での報告につきましては、地方自治法施行令の規定による「繰越明許費繰越計算書の報告」をはじめ、町の執行に係る工事等の「契約締結の報告」、さらに、地方自治法の規定に基づく「あぶクリエイションの経営状況について」の報告3件であります。

なお、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、ここでの説明は省略し、その都度、担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましての私からのあいさつに代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、池田倫拓君、7番、市原 旭君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる6月4日開催の議会運営委員会において審議の結果、本日から6月19日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月19日までの8日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が6人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

○議長 まずはじめに、1番、米津高明君、ご登壇ください。

○1番 米津高明 日本共産党の米津高明です。まずみなさまにお願いをしたいことがあります。先ほど町長も少し触れられたように、今、ロシアによるウクライナ攻撃、それとイスラエルによるガザ爆撃などが止まりません。ガザでは、たくさんの犠牲者が出ています。特に女性、子どももたくさん犠牲になっていると聞いています。みなさまも機会あるごとに反対、攻撃やめろという声を上げていていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、一般質問に入ります。まず1項目目、副町長と総務課長兼任について町長にお尋ねします。

現在、特別職である副町長と、一般職員である総務課長職を総務課長事務取扱という名称で副町長が2つの職を行っていますが、やはり副町長は副町長としての職責、総務課長は総務課長としての職責を全うするためにも、早い段階で総務課長を置くべきではないでしょうか。総務課は、全体を統括する1番要になる部署だと思っています。兼任をすぐにでも解消すべきではないですか、これについての町長の答弁をよろしく願いをいたします。

○議長 ただ今の1番、米津高明君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 1番、米津高明議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は、副町長の総務課長兼務を解消すべきではないかということであります。ご案内のとおり、本町におきましては、平成の大合併の際に単独町制を選択したわけでありましたが、前任の中村町長時代の平成17年の5月に開催された議会臨時会において、主に経費節減の趣旨だというふうに思いますが、阿武町に助役を置かない条例が可決されて以来、地方自治法の改正により助役は副町長と名称が変わりましたが、本町においては一貫してその職を置かない状況が続きました。

実際私も、町長就任前の職員時代には、単独町制の選択時から総務課長という、その時から総務課長を拝命し、退職まで12年間勤めましたが、実は私が総務課長の辞令を受ける時点で、企画課が総務課に統合されて、総務課長は総務部門だけではなく、企画部門も兼任することとされたところであり、また条例により、助役あるいは副町長が置かれていない状況が続いたわけでありました。そして町長の代理等が必要な場合は、やむを得ず総務課長がある意味、副町長的な職務やそして本来の総務課長、そして企画課長としての職務を一手に引き受けて、私はそれなりにしっかりと勤めたと思っております、その経験を踏まえて、私の実感として、大きい市町は別として、阿武町のような小さな町には、副町長が総務課長を兼務することは十分可能であると確信をしたところでもあります。そしてそういった経験の中で、私が平成29年5月に町長に就任した際に、町政運営を安定的に、効率的に継続していくためには、町長がトップセールス等の対外的な活動が不可欠であり、そうした町長の不在の際にも、危

機管理を含めた指揮命令系統の強化により、町長代理としての意思決定機能を十分に発揮するとともに、町長の職務代理として、関係機関との調整や行財政改革、町長としての判断までは要さない事案の決定など、多様化する事務事業の先導役として、副町長の存在が必要であるとの思いから、就任後の最初の議会において、それまで阿武町に副町長を置かないことの条例がありました。この条例を廃止して、阿武町副町長定数条例に議会にご議決いただき、これに基づいて副町長を置いて、総務課長事務取扱つまり総務課長兼務としたところであります。

なお、先ほど申し上げましたが、総務課長兼務につきましては、私は実際に自分が総務課長と今のまちづくり推進課であります。企画課を統合した形の総務課長を12年間勤めておりましたが、常々、攻めの町政を行うには、総務課と企画課はしっかりと分離すべきであると思っておりました。その上で、新たに設置する副町長に、それまでの企画課と総務課を統合した総務課長ということではさすがに荷が重かろうという考えもありまして、副町長設置と同時に、総務課と企画課を元とおき分離して、副町長には片方の身軽になった総務課長を兼務させることとして、今に至っているところであります。

阿武町は3000人の小さな町ですが、これからも単独で生き残っていくためには、自主自律を旨として、行財政改革にも積極的に取り組み、先を読みながらチェンジチャレンジの精神を持って、大胆かつ果敢に行政課題に対応し、新しい施策の取り組みを行っていかねばなりません。

そして大事なことは、法律に違反することはあってはなりません。身の丈にあった行政運営手法、身の丈に合った組織体制をしっかりと堅持するためには、格好だけ見かけだけではなく、実を取ることも大事であります。

今回、副町長と総務課長の兼務について、ご質問をいただいたところでありますが、このことによって、何かご迷惑をお掛けしているのであれば、具体的なご指摘をいただきたいというふうに思いますが、実際的なところ、行政事務にあたっては主幹あるいは課長補佐がしっかりやっておりますし、財務におきましては係長がそれぞれ対応しているところであり、出張などにおいても、課長職である主幹が代理を務めるなどしており、私は特段に問題はないと思っています。

また、副町長自身も独立した部屋ではなく、総務課とまちづくり推進課の風通しのよい環境下にあることで、職員の動向などを的確に把握し、全体を統括するほか、トップである私の考えや思いについても、町長、副町長、各課長の毎朝のミーティングによって、ストレートに伝えておきまして、また各課長からは、町の状況についても、毎朝日々事細かに報告を受けておきまして、私はどこの市町よりも風通しやレスポンスのよい組織環境の中にあると思っています。

以上、これまでの経緯等を含めて申し上げましたが、結論的に申し上げますと、現時点で現在の体制を変えて、副町長の総務課長兼務を解消する考えはないことをお伝えして、答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今の答弁で、副町長はどういう立場で仕事をされているか、ある程度分かったような気がします。最終的な決定権がないだけで、ほとんど町長と同じような仕事と解釈していいのかなとは思いましたが、それと、今しきりに町長は総務課長総務課長といわれてましたけれども、正式な名称は総務課長でいいんでしょうか。先ほど私がいったような事務取扱、総務課長としていわれてるのであれば、これは地方自治法に完全に違反してます。兼任は禁止というふうになってますから。

それと、この今の状態を当分続けるというか、ずっと続けるとおっしゃってますけども、地方自治法でいえば禁止ですけども、事務取扱をするという、まあ私からいったらグレー的な状況がある、そういうのもある程度認められている、逐条地方自治法には166条の説明にはそういうふうに書かれていますけれども、ただし、臨時的にと臨時という言葉が入ってるんですね、今町長いわれたように、もう7年間ですか、ぐらいはもう兼任されているわけですから、これが臨時的かという、私ははたしてそうなのかな、こんな長い期間を臨時というか、臨時とはあくまでも間に合わせ、少し短い期間のことをいうのではないかと私は思ってるんですけども。

それと、まあ小さい町で予算的な面もちょっとある、そういうふうに少しいわれました。この副町長を置くという議案が審議されたときの町長の発言では、お金のことをすごくおっしゃっています。はたして、お金だけでこういう重要な役割を果たすのを兼任してもいいのかという、やはり大きい会社じゃなくても、普通、会社でいえば総務というのは1番重要で要になる部署です。いくらそのまち推とある一定程度の役割を分担したにしても、町長、副町長、で事務的などというんですかね、庁内を統括するといってもいいぐらいじゃないかと思うんですね。総務課長というのは、そういう重要な役目を持った部署だと思っています。ですから、もう早急に今町長がいわれたように、当分変えるつもりはないといわれましたけれども、これは早急にやはり解消してほしい、優秀な人材は私はいらっしゃると思ってるんですね、今ほとんど総務課の仕事をされていると私は理解しています。ですから、そういうふうにして、各々の職責をきちっと全うしていただくようにするためにも、やはり、こういうのは早急にやっていただきたい、どうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 まずあの、総務課長と総務課長事務取扱ということを申し上げたのは、私が申し上げているのは、総務課長事務取扱という言葉を上上げた中で、総務課長とまとめて申し上げましたので、ちょっと誤解も生じたかなというふうに思いますが、今、副町長がやっておりますのは、総務課長事務取扱であります。そうした中で、このことについては県との協議もちろんしておるわけですが、グレーゾーンという言葉がありますが、私どもとしては、先ほど申しましたようにですね、法令に違反しておるということであれば話はもちろん別ですが、それは違反しておるわけではないということは確認しておりますので、グレーゾーンというふうな言葉も使われましたし、また臨時的というふうな言葉も使われましたけれども、現実の阿武町の実態として、今の状況が1番私は適当であるというふうに今も思っておりますし、今からもそれを変えるつもりはもちろんありません。

大事なことはですね、やっぱり身の丈に合った行財政をしていかないと、今職員は特別な専門的な保健師さんとか保育士とか、そうした方を除けば50数人しかいない小さな組織であります。そこにですね、一般の会社のようなですね、議論を持ち込んでですね、また大きな市町の議論を持ち込んでですね、それはやはり、阿武町の実態とは乖離した形だけのものになっていくというふうに私は思います。やっぱり実態をしっかりと把握した中で、その中でどういった組織が適当であろうかというふうなことをしっかりと検討して、考えていく必要がある、見かけじゃないというふうに私は思います。ですから繰り返しになりますけれども、今の実態がそれは完璧ということは、まさにお金がふんだんにありですね、幾らでも出していけるようであれば、それは何人でも、職員でも60人でも70人でも雇えばそれはいいんでしょうけれども、そうすると、そういった階層を作ることは別にできるんでしょうけれども、やはりギリギリの線の中で、30億しかない予算をですね、しっかりと切り盛りしていく、そして健全な財政を堅持していくためにはですね、やはりどこかでですね、色んな知恵を出し、努力をし、それぞれの職員が頑張る、そういうことをやっていかないと、本当にちょっとタガを緩めた途端にですね、阿武町は消滅可能性自治体じゃないですけども、財政の方から破綻していく、そういうふうなことはすぐタガを緩めた途端ににですね、そういうことが起こるわけであります。綺麗なことというのは簡単であります、実務を、本当にお金をお金というものの中で、限られた財源の中で、しっかりとみなさん方にサービスを提供できる財源を捻出していくためには、それなりの努力も必要である。その努力の1つでもあるというふうに思っているところであります。以上です

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 あくまでも置かない、作らないという回答だと私は取りました。違反してない違反してないといわれてますけども、基本的な地方自治法にはできないと書いてあるんですよ。基本的な地方自治法 141 条にはちゃんと書かれています。町長とか特別職は、一般職員と兼任はできない、副知事、副市町村長も準じるというふうに書かれています。ですから一緒です、できない。ただ便宜上、逐条地方自治法でこういう場合、臨時的にはできますよというふうに書かれているわけですから、これが違反してないという根拠はどこにあるかというのをまずお伺いしたいのと、すぐお金のことをいわれてますけども、それは大企業並み、大きい何百人もいる自治体と比べればそうかもわかりませんが、部署というのは、その部署というのはきちっとした仕事をする、それをなし得るといふそういうことがものすごく大事だと思うんですね。お金の問題じゃないと思います。私も色んな方に聞いたところ、やはりお金の問題じゃない、だから、それが原因じゃないんでしょうけども、今、また、広島高裁の判決が出ましたけれども、ああいうことも起こりうるのではないかなという気もちょっとします。

それと、2017 年の行財政特別委員会で、この時に副町長を置く議案が審議されています。その時に町長は、この議案は兼任を求める議案じゃなくて、副町長を置く議案だったんですけども、その時に、その総務課長を事務取扱として副町長兼任させるけどもどうですかという問いを町長がされてますね、特別委員会で、その時に概ね意見の多少の違いはありますけれども、4 人の方がやはりちょっと心配だと、別々に置くべきだとか、お金の問題じゃないとかいう意見を出されています。ただ法律的にはどうかという意見は全然なかったというのはちょっと残念な気はしてるんですけども、その時に、副町長が 900 万だと、年間の報酬が、各課の課長職が概ね 750 万ぐらいだと、だから 150 万だけプラスして兼任すれば、150 万だけでいけるからこれは安くつくというふうなわけ方をしています。でもやはり、750 万出して全てのことがうまくいって、きちっとできるようになれば、すごく安いもんじゃないかと私は思ってます。750 万出すことによって町が潰れますか、赤字になりますか、ですから、この際来年でもいいですけども、この時に述べられているのが、都合が悪かったらその時にきちっと考え直して、総務課長を置くというふうにも発言されています。これを機会に、ぜひ総務課長としての職をきちっと作っていただきたい、そのことをお願いをいたします。

○議長 町長。

○町長 今の法律的なことについて、臨時的な措置として、事務取扱というふうなことでもちろんやっておるわけですが、このことについて、臨時というのが長いじゃないかというふうな話も先ほどもありましたが、私はそうは

言いながらも、その条項を活用しながら、これをやっているというふうに思っておりますし、お金の問題ではない、これはもちろんお金の問題ではありませんが、先ほど申しましたように、そのことによってどういう不都合が生まれておるか、阿武町の全体の事務量、あるいは副町長の力量等を考えたときに、事務取扱で十分やれるというふうな判断をしておるわけであります。そして、それを今7年間やってまいりました。私が町長になってからやってきたわけですが、その中で十分やっていけるというふうな思いを持っておりますから、少なくとも私の町長の間は、もちろん今現在の思いであります。新たに単独の総務課長を置いて、事務取扱をやめるというふうな考えはございません

○議長 以上で1項目目の質問は終わりました。続いて、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは、2項目目の質問を行います。道の駅阿武町の現況について、大株主である町に対して伺います。

今、この4月から新しい駅長、あぶクリエーション社長ですね、が就任して2ヶ月が経ちましたけれども、阿武町として、今の現状をどう見ておられるのか、また、道の駅の新体制とのコミュニケーションをどう取られているのか、もう新しい社長は駅長ですから、あなたにお任せしますよということで任せきりなのか、この辺について、町長のお考え答弁をよろしく願いをいたします

○議長 ただ今の1番、米津高明君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2項目名であります。4月からの新駅長の就任後の道の駅の状況は町はどう見ているのか、また、道の駅の運営と町との関わりや連携についてのご質問であります。

ご案内のとおり、道の駅阿武町につきましては、その設置者は阿武町であります。その設置目的に沿った運営をすることを前提に、町が80%を出資する第三セクターの株式会社あぶクリエーションを指定して、管理委託をしているところであります。

また、ご案内のとおり、株式会社あぶクリエーションの体制については、取締役会、株主総会の議を経て、令和6年度から、代表取締役社長に前のまちづくり推進課長の藤村憲司氏が就任したところであります。

なお駅長につきましては、これまでは慣例的に町長を駅長としておりましたが、他の道の駅の例や、運営上の一体性の観点から、藤村氏の社長就任と同時に私は駅長を降りて、駅長の肩書きも併せて担ってもらうことにいたしました。

また、藤村氏はこれまで永きに渡り、本町の道の駅の担当課長として、テナントの移設に伴う増築やABUキャンプフィールドの開設など、多くの実績も残して株式会社あぶクリエーションや、道の駅の関連組織にも精通していることは、ご案内のとおりであります。

こうした中、藤村氏は代表取締役就任にあたりまして、これまではサポート側であるがゆえにできなかったことも多々あったが、プレーヤー側になり、うまくいかなかったときの矢面に立たなければならない緊張感もあるが、一方でワクワクしていると言っていました。同時に、会社のモットーとして、地域に愛されること、地域に感謝されることを掲げ、来場者数や売上額などについても、具体的かつ新たな目標値も定めて、一生懸命に取り組んでいます。

なお、レストランにつきましては、直売所等の経営に集中するために、従前から思いがあったようでありますが、直営からテナント方式に切り替えることを検討するとともに、従業員教育についても、接客のクオリティの向上などを図る一方で、ストレス解消など、働き方改革も考えるなど、早速新社長としてのカラーを出して奮闘しているところであります。

評価をするには時期なお早だと思いますが、藤村氏はアイデアマンでもあり、私は藤村氏のこれまでの行政における手腕を高く評価しているところであります。これからの道の駅を任せられる最適任者であると確信しているところであります。

さらに、これまでの、ある意味足かせのあった公務員という枠を外れて、人一倍広い人脈、そして行動力、情報発信力をフルに活用して、しっかりと手腕を発揮していくものと期待もしているところであります。

次に、道の駅の新体制とのコミュニケーションについてであります。

繰り返しになりますが、道の駅阿武町は第三セクター方式による会社でありまして、取締役には藤村氏のほかに、町からは副町長、まちづくり推進課長、農林水産課長が参画し、関係団体からは、商工会、森林組合、農協、漁協の代表の全部で合わせて8人が就任しておりまして、経営方針や運営状況などを定期的に取り締役会が開催されて、私にも課長の方からその状況が逐一報告がされています。

なお、取締役会以外にも、毎月道の駅の企画会議が開催されておりますが、これには、まちづくり推進課の担当職員が常時参加をしております。こうした中で、設置者である私と藤村社長、というか藤村駅長とのコミュニケーションということでありますが、毎月原則15日にこの町長室で定例ミーティングをしております。その席で、前月の売り上げの状況やイベントの結果、あるいは今後の予定、さらには当面の色々な課題、運営方法の変更や大きな備品の購入等の事前相談を受けることにしております。私も設置者として、町民の声も反映するよう色々な意見を述べ提案もしており、駅長も素早く対応してくれております。しっかりと連携、あるいは意思疎通はできていると思っています。

いずれにいたしましても、就任してすでに2ヶ月が経ちましたが、これまで特に問題なく業務をこなし、改革等も積極的に実施しているようであります。

しばらくは様子見といった状況であると思っておりますので、議員各位においても、温かい目で見守っていただければと思うところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今答弁の中で、地域に愛される、感謝されるというような言葉が出ましたがけれども、やはり、これがすごく大事なことじゃないかと思えます。一般の我々みたいな一般の業者じゃない方たちに対しても、こういう思いを、要するに道の駅阿武町は阿武町の顔だと思うんですね、1番、だからそこで働いている方も元気で明るく接客、それによって売り上げが上がる、こういう好循環を作っていくことがものすごい大事じゃないかと思うんですね。で今改革も実施してよくなっているというようなことをちょっといわれましたけれども、これは町長の耳に入っているかどうかというのは、ちょっと私も確認してないんでわかりませんが、どういってんですかね、鹿島のレストランに対しても、言葉はというふうにいわれたんかわかりませんが、あなたたちみたいな年寄りはまだ雇えへん、もういらんのやってというようなことをね、いわれている。そういうようなことも耳に入ってきてます。もう1ついえば、色んな方と話し、主に従業員というか、働いている方たちの話の中でと思うんですけども、二言三言目には私が社長ですという言葉を使う。そうじゃなくて、sonだけ社長として認めてみなさんにもraitたいのであれば、もう今企画とか色んなことを相談しながらやっているとおっしゃいましたけれども、自らの行動、色んな企画、そういうふうな営業方針などわかるようにみなさんに伝えて、それじゃあ一緒にやろうというような雰囲気を作るのが上に立つ者の役目ではないかなと思ってるんですね。だから社員、働いてる方たちが本当に気持ちよく働ける職場環境を作るという、これをまず作っていく。そして商品価値を高めていく、多分そんなにスーパーみたいに何百店舗を抱えているようなものすごい量を仕入れるところじゃないですけど、ないからかもしれませんけれども、専門的な知識を持たれたバイヤーの方が多分いらっしゃらない。となると品物を仕入れるにも、例えば100円の品物を仕入れてるのを90円で、それは買い叩く意味じゃないですよ、工夫してそういうふう仕入れる。お客さんに喜んでいただけるようにしていく。こういう努力をね、もっともっとしていくべきじゃないかなというふうな気がしています。

それと、レストランのことちょっといわれましたけれども、8月26日にもう早くから噂は流れてました、私の耳にも入ってきてます、8月26日にはレストラン閉めるという話が。萩のある業者さんがどうも入るみたいやという話も耳に入ってきてます。それじゃ、今の直営レストランにする直前の状況とあ

んまり変わらへんのと違うかなという気はしました。その時に、働いている方は全て雇い止めということをお願いしてるみたいですね。だから、どうしても仕方がないのであれば、きちっと説明をしてほしいということは随分聞きました。前もって、その方たちも自分たちの生活があるわけですから、そういう、ここで終わるから自分たちはどうしようというような、やはり色んな不安を抱えて何ヶ月か仕事をするということは、お客様に対して、すごくどう表現していいんですかね、あまりいい感じじゃないと私は思っています。やっとなんか開かれたそうですけれども、説明会がね、開かれたんですけども、遅きに失したというか、これは法的には30日以上前にはやりなさいよというふうな法的にはなってるんですけども、これはあくまでも倒産とか事業がもう成りゆかなくなったときにはじめて働いてる方たちときちっと話し合っ決めて決めることであって、聞くとところによったら、そのレストラン自体は、ずうっと赤字を垂れ流しているような1部門じゃないと、黒字になってます、黒字になっているというのは聞いてます。そういうところで、あんたたち全員はもう雇い止めですよと、ポーンと言い放つ、こういうことが許されていいものか、こういうことに関して、町長の耳にどれだけ入ってるかわかりませんが、町長の見解というか、そういう見通しというか、そういうのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 色々お話を聞きましたが、一部もちろん私の耳にも入っていることがありますけれども、いわゆる風聞をもとに色々いわれていらっしゃいますが、まず基本的に押さえなきゃいけないのは、先ほど第三セクターとは言いましてけれども町の組織ではありません。もちろん職員でもありません。別会社、別の独立した会社であります。そこの経営の中身まで私どもがとやかくいうことは私は適当でないと思いますし、私たちが求めておるのは、第三セクターとして管理委託したものは、地域の食材とか色んなものをしっかり活用してくださいよ、そして色んな観光とかなんとか、色々その部門にも関与してくださいよという基本的な部分を元に管理委託をしておるわけですね、あの施設について、ですから、その中の経営の細部にわたって、社長の方針がどうだこうだ、従業員にどういうことをいったとかいわないとか、それをこの議会、町がですねこの議会で取り上げてですね、私はいくような性質のものではない、それはあくまでも経営方針であり、社長の思いでもあり、それはそうはいいいながらも50人の従業員、50人以上の従業員を抱える会社でありましたら、それは一部には社長に反対する、そりが合わないというか、そういう方もいらっしゃるでしょうし、同調する方もいらっしゃるでしょう。それはどこの組織でも同じであります。その一部の方のおっしゃることを聞かれて、今いわれたこともあるのかなというふうに思いますけれども、そこまで私どもが関与するべき問題ではもち

ろんない、関与すべきでもないというふうに思いますので、色々いわれましたけれども、私は基本的にはそこだなというふうに思います。私どもが設置目的に合った運用を大きく逸脱しておるのなら、またこれはもちろん設置者として、意見を言わなきゃならないし、契約の違反ということに、大きくそれればですよ本当になりますけれども、私は決してそういう状況には今ないと思っておりますし、1つ1つの目的を遂行するための手段として色んなことがあることは、これはやむを得ない部分も、その意思疎通が悪くてもいいという話じゃなしに、色んな経営の中で色んなことが起こって、その中で一部、色んなことで行き違いであったり、意見の相違があったり、そういうふうなことがあることは、これはどの世界でも、私ども役場の世界でも同じです。どの世界でもそういうことはある。ですから、それ以上大きく、何か大きな逸脱があれば、繰り返になりますけれども、もちろん物申さなきゃいけませんけれども、経営の中で色んなことに取り組まれていることについて、私どもが、まして町長がとやかくいうというふうなことは適當ではないというふうに思います。ただ、毎月の意見交換の中で、こういう意見を耳にしましたよというようなことはもちろん情報としてですね、だからどうだというのではなく、情報としてこんなことをいう人がいましたよというようなことは、今までもいつてきましたし、それは伝えることは悪いことではないというふうに思いますので、今のようなご意見につきましても、そういうことがありましたよということは伝えたいというふうに思います。以上です。

○議長 1番、再々質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今さっき例でいうたことに対しても、いちいちそれに対して町長がどうこういってくださいよじゃなくて、やっぱり耳に入っているかというのも聞きたかったのと、やはりあんまり町長が今いわれたように、いちいち口を挟むと、以前のような道の駅、あの時も色々聞いてます。そういうふうな事例に陥りやすいということがわかっていますから、ぜひともやっぱりそういう機会に対してこういう声があるよと、改善した方がいいんじゃないかというような意見はぜひともやっぱり色々言っていただきたい。何も今の社長が悪い、あの方をどうにかしようというのではなくて、道の駅というのは阿武町民の宝ですから、そこがやっぱりよくなならないとダメだという思いはずっと持っています。やはり先ほど最初にちょっといわれたように、果たして今の状態が地域に愛されているか、買い物の1つにしても、たくさんの方が町民の方ですよ、町民の方がたくさんいらっしゃるかというたらそうじゃないと、以前にも町長が議会でいわれたように、町民の方の利用率は20%ほどと確か発言されました。自分自身も以前の古いときはものすごい利用してました。でも新しいな

ってからは、すごくこういうことをいったら怒られる、こういう質問しながら、お前はなんじゃといわれるかもわかりませんが、足が遠のいてます。その原因は何かというのをもっと深く探っていただいて、もっともっとやっぱり町民の方のね、愛され方という言い方はおかしいかもしれませんが、支持のされかたも考えていってほしい。そりゃ観光客をたくさん呼んで、売上をあげることも大事です。以前いわれたように、観光バス会社と提携して、バスが入ったら買い物がたくさんしてもらえんというようなことをおっしゃってました。でもここんとこずっと見てますけど、石見ツアーのあのバスが時々入ってるぐらいで、一杯になってるという、何台も入ってるのは、この間、私が毎日見てるわけじゃないですから偉そうにいえる立場じゃないと思うんですけど、そういう感じです。ある方がおっしゃってたのは、魚なんかは、もう単身所帯というか、特に高齢の一人の方とか、夫婦だけやったら魚でも1匹バーンと出されると買えない、何ぼ安くでも、新鮮で美味しいやろなと思っても買えない、だからシーマートへ行くと、あそこ行ったらもうすぐ調理は無料で、これ何々するからこういうふうにしてくださいねっといったら、シャッシャッハイとやってくれる。ここはそうじゃない、そういうサービスもやはり、もっともっと考えていく、特にこの地域に愛されてるんでしたら、高齢化の方たちにも少しでもわけられるようなのも、それはたくさん作ることとは中々売れ残りとか色んなことがあって難しいんでしょうけども、そういうのもやっぱり考えていただきたい。そういう意見も出たよというふうにいていただきたいですね。それとあとは、ここに漁業に従事されている松田議員もいらっしゃいますけれども、この間ブリがたくさん上がったと、ブリが上がったというのを聞いたから道の駅に買いに行ったら、めっちゃ高くて、もう1本売りしかしてないから、買いたいなと思ったって買えない、そういうふうなときにこそね、そりゃ流通ルートとか卸の関係とか、色んな難しいところがあるかもわかりませんが、そういうときにこそ、もう例えばもう原価ギリギリで、100匹なら100匹バーンと売り出すとかね、白松議員のところの白菜とか、あんなのを山積みにして、イベントのときに持ってきて売るとか、そういうのを定期的にやれば、それを目当てに、今日きたけども、今日はこんなのにあたったと、よかったなっていうふうなんで、また次こようかというような、そういうふうなね好循環をぜひとも作っていただきたい。安売りしろとはいわないんですけど、いうたら目玉的なイベントとかそういうのをやっていただきたいと思います。これも、ぜひともその15日、毎月されるのであれば、ぜひともそういうなのも提案をしていただきたいと思います。

○議長 町長。

○町長 一応色々なアイデアも色々出されましたが、この場で発言される、一般質問で発言されるようなことかどうかちょっと疑問に思いますけれども、

色々アイデアが色んな人が色んなアイデアを道の駅に対していわれます。ああしたらいい、こうしたらいい、みなさん色んな意見をいわれますから、ある意味反対の方向向いた意見もありますし、色々アイデアありますけれども、それはそれとして、今のご意見はそういう意見がありましたよというふうな1つの意見としてお伺いし、伝えていきたいというふうに思いますが、道の駅の使命というのは1番大事なところはですね、売り上げを上げるじゃなしに、その売上って何なのかということなんですね。最終的にまさに道の駅の設置目的は、売上を上げることじゃない、売上を上げることそのものじゃない、売り上げの中身が何かってことですよね。それはいつもいうように、地域内で循環していくような、要するに地域産物をとってお金が地域に還元されていく、農産物であれ水産物であれ、なるべく地域のものを使って、その売り上げが地域に、例えば魚代として野菜代として、形で落ちていくわけですよね。それで経済を回していこう。ですから、売り上げが上がる、もっと上がるということは、野菜がもっともっとたくさん売れて、地域にお金、地域の農家の方々、阿武町の農家の方々、阿武町の漁家の方々、そういった方にお金が行く、これが目的ですよ、売上を上げることそのものじゃない、ここは基本は私は決して外れてないと思っているし、そのつもりでやっているというふうに見ておりますけれども、いずれにいたしましても、商売のことは色々なアイデアがあります。白といえば黒という人もいます、やり方というか手法ですね、色々なアプローチの仕方がある。その中で色々な意見があることはいいんですけども、それはそれぞれにいついていただいて、道の駅の直接社長なら社長、従業員にもですね、ここもちょっとこうしたらいいですかというような話もしますし、ただそれはそれなりに今度はそれを受ける側は受ける側の事情もあるでしょうと思います。私がいうのは、もうあれせーこれせーというのは簡単です。でもちゃんと経営をちゃんと成り立たせるようにしていくためには、やりたいけれどもできないこともあるでしょうし、色々な事情があるというふうに思います。それは私どもにはわかりません。私どもというか一般住民の方には特にわかりませんから、一方的に、いやこれは私は最高のアイデアだというのを、バンバンバンバン要望も色々されます。でも中に入ってみれば、それが全てできることではないというふうなことも、多分経営の中にはあるでしょうと思います。ですから、繰り返しになりますけれども、そういった意見につきましては、聞いたものについてはいっておりますし、いうようにいたしますが、例えばこの前なんか、私の聞いたところによるとですね、社長が何か早く帰る、従業員が働いているのに早く帰る、それはけしからんというような話が何か巷であるというふうな話も聞きました。しかし、会社経営者は勤務時間というのはありません。365日24時間が勤務時間です。その中で、自分が経営判断の中でこれは自分が早く帰って、例えば朝早く出たときには早く帰るというふうな形を従業員に態度で示

したい。従業員もこういう環境で、そういったことで就労環境がよくなるというようなことをやる。あるいは1日全く休んで、何か別のところ行ってですね、自分がリフレッシュして、自分が経営者としてふさわしいものを見つけてくるとかですね。目先の早く帰ったとか、早く帰らないとか、一般住民から見たらそうなんでしょう、そう見えるから、でも従業員じゃないんであって、社長というのは、それは本当に365日24時間、極端な話町長も同じですよ。そういうふうなことであり、経営者でありますから、それはその辺の事情がよくわからない方が、そういうことをおっしゃるんでしょうけれども、それまた真に受けてですね、私たちがそれをいったってですね、あんた物の理屈がわかってますかという、私たちがいわれるだけのことであってですね、色々あるわけですが、いずれにしても色々ありますけれども、聞いたことについては、なるべくそのまま伝えるかどうかはわかりませんが、私の方も右で聞いて、パツというような短絡的なことであっては困りますけれども、利があるなということについては、なるべく伝えるようにしていきたいというふうに思います。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／10時25分 会議再開／10時35分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に2番、上村萌那君、ご登壇ください。

○2番 上村萌那 改めましておはようございます、上村でございます。通告に従いまして、質問をはじめます。

教育長の方針について伺います。昨年度、能野教育長の辞職に伴い、4月より新たに網本徳文教育長を迎えました。地方の人材不足が叫ばれる中、これまで学校教育の要職を歴任された網本氏が阿武町の教育長として就任されたことを、一議員として嬉しく思っているところでございます。議会としても、教育長の教育理念、そして教育委員会の方針について理解を深め、よりよい学校教育、そして町民みなさんの文化的活動の活発化の為、共に取り組んでいきたいと考えているところです。

それではまず1つ目の質問として、教育長の教育理念について伺います。教育について、どのようなお考えをお持ちであるか、お聞かせ願いたいと思います。

2つ目に、学校教育の重点項目について伺います。昨今の教育現場では、様々な改革が進行している最中であると認識しております。教員の働き方改革をはじめ、デジタル技術の活用、子どもの居場所づくり、体験型学習の強化など様々です。さらに、保護者からは部活動の地域移行に伴う運動機会の減少や、

都市部との学力格差などのご不安の声も頂いているところでございます。こういった多くの課題を抱える中で、阿武町の学校教育ではどのような項目を優先的に、または注力して進めていくべきなのか、お考えを伺いたいと思います。

そして3つ目ですが、社会教育の進め方について伺います。人口減少及び地域の高齢化に伴い、多くの活動や行事が縮小傾向にあります。近年、綱引き大会や町民運動会など中止するものもありますし、ABUスポーツフェスタのように、個々の行事を統合し、合理化、効率化を図っているものもございます。

以前より町長もおっしゃっていますが、コンサートの開催等は、生の演奏、ライブ感があるということが、地方にいても本物に触れる機会を持つことができるということで、町民の喜びの1つになっているのではないかと感じております。このような現状の中、スポーツ・文化活動といった社会教育についての方針をお聞かせください。

○議長 ただ今の2番、上村萌那君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長(網本徳文) 議会答弁デビューとなりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、上村議員さんのご質問にお答えします。大きく3点質問をいただきました。まず1つ目の質問、教育長としての教育理念、教育についての考え方についてです。

私は、これまで長く教育の仕事に携わってきましたが、その間、大きく2つのことを自分なりの教育理念として、仕事に取り組んできました。

1つ目は、教育は子どもたちに夢や希望を与えるものでなければならないということです。先が見えない課題だらけの世の中ですが、みんなで知恵を出し合い、協力し合えば、必ず明るい未来がやってくる。努力すれば必ず夢は実現する。そしてそのために勉強することが大切なんだということを常に語り続ける、それが教育の役割だと思っています。

そして2つ目、教育の力こそが地方創生の鍵を握るということです。阿武町も当然のことながら、多くの地域が、少子高齢化や人口減少の加速化により、いかに地域を存続させていくかに頭を悩ませる中、ふるさとを愛し、自分もふるさとに貢献できる人間になりたいという思いを持つ子どもを育てていくのも、教育の大きな役割だと思っています。生きていくために、仕事を求めて都会に出ていくことも仕方がないことですが、やがて自分が生まれ育ったふるさとに帰り、どうしたら自分のふるさとを活性化させることができるかを真剣に考える、そんな将来の地域の担い手となる子どもを育てたいのです。そのためには、学校だけでなく、地域の協力が不可欠なのですが、地域ぐるみで子どもの学びを支援することは、子どもにとってのプラスになるだけではなく、支援する大人にとっても学びの場、地域のことを考える場となり、やがてそのことが、地

域の次世代リーダーの育成、地域全体の教育力の向上、そして最終的に地域の活性化、地域の存続に繋がると考えています。私はそのような教育理念を持って、これまで教育の仕事に取り組んできましたが、この度、阿武町教育長を拝命し、私の理念はまさに阿武町が教育目標に掲げる、町の力となる人づくりと軌を一にするものと確信し、その思いを一層強くしたところです。これから町力となる人づくりを目指し、学校教育目標に掲げる、生き生きと未来に輝く阿武っ子の育成、そして、社会教育の目標に掲げる人づくり、繋がりづくり、地域づくりに迷わず取り組んでまいります。

続いて、2つ目の質問、学校教育の重点項目についてです。4月に着任し、2ヶ月余りが経過しましたが、その間、まずは学校の様子、子どもたちの様子を自分の目で確かめたいという思いで、できるだけ学校に出向いて、授業、休み時間、給食の様子、部活動の様子と見るように努めてきました。学校は今非常に落ち着いており、子どもたちが明るく元気に学校生活を送っている様子を見ることができ、私もとても嬉しく思っているところです。

ただ、そのような状況にあっても、早急に取り組まなければならない課題があるということも実感をしています。特にこれからお話する点については、スピード感を持って取り組んでいく必要があると考えています。

その1つ目は、子どもたちの学力の向上についてです。急激に社会が変化の中で、生活スタイルが多様化し、多様な価値観が同時に存在する世の中、必ずしも答えが1つではない、何が正しい選択か分からない、そんなこれからの社会を生き抜くために必要な基礎基本となる知識やスキル、あるいは思考力、判断力、表現力といった、そういった力も含めたいいわゆる学力を、全ての子どもたちにしっかりと身につけてやることは、学校が果たすべき役割、学校の使命の正に1丁目1番地です。何をおいても、まずは子どもたちの学力向上に取り組んでまいります。しかし、いくら教員が張り切っても、肝心の子どもたちが自ら自主的に学習に取り組もうとする意欲を持たないと、学力は簡単に上がりません。そのために、教科の授業とあわせて、自分の将来に夢や希望を抱き、その夢を実現するために、だからこの勉強をすることが必要なんだという目的意識を持たせることができる、例えば、子どもたちが学びたいと思うことを学ばせる子ども未来プロジェクトや、地域のために自分にできることは何かを考えるボランティア活動、For The Town といった、いわゆるキャリア教育にも力を入れていきたいと思います。

また、子どもが勉強しない、学力が上がらないというのは、子どものせいだけではありません。教える教員の授業力の問題でもあると思います。よりわかりやすい授業をするための教員の研修にも力を入れていきたいと考えています。具体的な取り組みとして、本年度は、阿武小学校に県の授業力向上実践研究校の指定を受けてもらっており、日々授業力を高めるための実践研究

に取り組んでいるところです。11月には、その成果を公開事業という形で全県に向けて発表する予定です。英語教育にも力を入れてまいります。現在、県から1名の外国語指導助手、ALTが派遣されていますが、加えて、町独自で外国人青年保育助手を1人雇用して、保育園、小学校、中学校の全てに外国人の先生を派遣しているところです。

また、ICTを活用した教育についても、本年度から町独自でICT支援員を雇用し、各学校の授業に入ってもらい、ICTを活用した事業をさらに進めているところです。

2つ目は、不登校対策です。全国に約30万人の不登校児童生徒がいることが、今大きな教育課題になっています。これを受けて国は、不登校対策支援事業として、教室に入れない子が安心して過ごせる居場所を作ろうという試みを進めています。山口県でもステップアップルームという名称で教室を設置し、専属の教員を配置していますが、県が予算措置をして、そのような教室を設置している学校の数も、現在残念ながら中学校25校に留まっています。

そこで阿武町では、今年度、町単独の事業として、阿武小学校の一室を借りて、教育支援センター、通称サポートルームを設置し、支援員1名を配置することとしました。不登校については、いつ誰がそうなるのかわかりませんし、状況も1人ずつ違いますので、マニュアルとおりにはいきません。大切なことは、その兆しが見えはじめたときにすぐに手立てを講じることができるかどうかです。現在、配属されている支援員には、他市の様子を視察するなど、研修を積んでいただきながら、いつそのような状況が起こっても対応できるように、準備を進めているところです。

3つ目、部活動の地域移行についてです。ご承知のとおり、国が行う学校改革の大きな目玉として、部活動を学校から切り離し、その活動主体を地域に移行するという、部活動の地域移行が全国一斉に進められています。阿武町においても、この3月に教育委員会が中心となって、阿武町部活動の地域移行推進協議会を開催し、今後の方針を決定したところです。しかし、大きな方向性は定まったものの、受け皿となる地域クラブについては、現段階ではまだ具体的なことは決定していません。指導者の確保や資格取得の問題、現在中学校にある部活動やスポ少との関連、あるいは新たな家計への負担など、課題は山積みですが、教育委員会としては、1つでも多くのクラブを設置し、子どもたちの選択肢を増やしてやりたいと考えていますので、地域ぐるみでのお力添えを是非お願いしたいと思っています。

その他、義務教育がスタートし、生活環境が大きく変化する小学1年生の、いわゆる小1ギャップを解消し、保育園から小学校への円滑な接続を目指し、本年度は、阿武小学校の教員を1名1年間保育園に派遣しています。保育園と小学校の連携のあり方を研修すると同時に、来年度は、この先生が、現在の年

長クラスの子どもたちと一緒に再び小学校に戻る予定としています。

教員の働き方改革についても喫緊の課題ですが、教員の働き方改革は、単に教員の仕事を楽にしようというのではなく、業務をできるだけ簡素化し、行事を思い切って廃止したり精選したりすることで、もっと子どもたちに向き合う時間を確保しよう、よりよい授業を提供するために、授業の準備、教材の研究する時間をもっと確保しよう、教師本来の仕事にしっかりと時間を充てていこうというのだと私は考えています。先ほどお話をしたサポートルームの開設や、部活動の地域移行も、教員の時間確保に繋がりますし、形式的な文書のやりとりを廃止したり、2つの会議を抱き合わせて1つにしたり、夏休みや春休みの期間を試行的に延長してみたりするなど、できることにどんどん取り組んでいきたいと思っています。

最後の質問、社会教育の進め方についてです。教育委員会では、本年度も阿武町オープンカレッジ、こども未来プロジェクト、ABUスポーツフェスタを活動の3つの柱とし、社会教育の活性化を図ってまいります。あわせてABUスイムラン道の駅フェスタやABUジャズフェスティバル、文化ホールで行う地域のための文化芸術体験授業など、本物を直に見たり触れたりすることができる、阿武町ならではの行事を、町や実行委員会と一緒に盛り上げていきたいと考えています。

また、阿武町には、町民のみなさんが自主的に作っているサークル活動がたくさんありますので、教育委員会としてもそのような活動をしっかりと支援していきたいと思っています。しかしながら、議員さんからご指摘があったとおり、小さい自治体故に、参加者の減少、固定化、高齢化、指導者となる地域人材の不足といった問題は、他の自治体以上に深刻で、ここ数年、やむなく中止や廃止を余儀なくされた活動があるのも事実です。しかし、参加者が少ないから中止や廃止としてしまえばそれまでです。幸い私は中央公民館長も兼任していますので、社会教育と学校教育をうまく融合させた、大人と子どもと一緒に活動しながら学ぶことができる場づくりや、家庭教育支援チームと連携した家庭教育に関する取り組みなど、地域のニーズに合った、新たな社会教育の進め方を模索していきたいと考えています。ありがたいことに、阿武町は教育に熱心で協力的な地域です。そのような地域の強みを最大限に生かした、阿武町ならではの教育を展開し、小さい阿武町から大きな教育成果を県内外に向けて発信していきたいと考えています。以上、教育長就任にあたっての決意と、今後の教育委員会の取り組みへのご支援ご協力をお願いも含めて、上村議員さんからの質問の回答とさせていただきます。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 網本教育長、教育長の熱い理念とともに、学校でどういったことを重点的に推進していくかっていうお話を伺わせて頂いたところでございまして、すでに課題がある中で、もうそれに対する取り組みをすでにはじめられていることも多いのかなと、今お話を伺って感じました。

1番最初にですね、学力向上というところを挙げていらっしゃったところなんですけれども、学力向上っていうのもですね、小規模校だからといってデメリットばかりではないと私は思っておりまして、個別指導のしやすさであったりとか、家庭学習との連携のとりやすさだったりですね、人数が少ないからということで、逆に多くのメリットもあるのではないかなと感じているところなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、保護者の方から、学力について心配だという声を聞くことが割とあるんですけれども、ただそこで、何で保護者の方から不安の声があるのか、そういうメリットもあるのに、なぜそういった不安の声があるのかなというところなんですけど、やはり学校規模に応じた、小規模校なら小規模校での指導方法が必要であって、その指導方法がどのようなものなのか、どのように学校で、そういった教員の方が講習を受けてますよとかですね、どのように学校で取り組まれているかというところが、保護者に見えないのかなというところも原因ではないのかなと感じているところであります。

今年ですね、授業力向上の指定校になっているというお話もあったんですけども、こちらも、あくまでも学校内での取り組みということで、その授業を実際に模擬授業を見に行くっていうのも、あくまでも学校内の先生方であつたりとかっていうお話も聞いておりますので、授業力向上に関して、こういったことをしてますよとかですね、PTAとか、保護者の方にも積極的な発信であつたりというところをしていく必要があるのかなっていうところで、ご理解頂いて、学校に合った学校規模に合った授業やってますよ、子どもたちの学力に阿武町の子どもたちの学力に合った授業をやってますよっていうところの発信であつたり、というところも大事なかなと考えているところでございます。授業力向上というところですね、もし具体的にこういった指導法に取り組まれているよっていうことがあれば教えていただきたいなっていうところとですね、あと特に保護者の不安っていうところが、高校受験っていうところにあると思うんですよ。なぜかっていうと、やっぱり今まで阿武町で小学校、中学校同じ子どもたちの中で、同じようなメンバーの中でみんな家庭環境も分かっているところで育ってきているところで、高校に出て、受験やっていって他校と競っていくっていうところに、その競争ということに慣れてないっていうような面もあるのかなと考えております。そこでですね、他校との交流っていうのができないのかなというところで、普段から近隣他校との交流があることで、生徒の意識にも変化が生まれるのではないのかなと考えているところなんです

けれども、町内で福賀小と阿武小でもいいかと思うんですけれども、そういった他校との交流については、どのようなお考えかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長 教育長。

○教育長 ありがとうございます。学力への不安っていうのはですね、我々は、決してこの1つのテストで全ての学力が評価されるわけがないっていうふうに思っておりますが、どうしても今あの4月に行われる全国学力学習状況調査、そして山口県が10月に独自で行う、学力定着状況確認問題という2つの大きなテストの点数が、平均との差が公表されるんですよ、あれを持ってですね、山口県はとか、阿武町はっていうふうになるんですが、毎年受ける子どもたちの集団は違いますし、そしてまた子どもの数が非常に少ないので、たまたま賢い子っていう言い方はよくないかもしれませんが、レベルの高い学年であったり、ちょっと課題になる学年だったりでも大きくその差が出ますので、年によってですね、すごくその辺の差がありますから、それに一喜一憂してしまうところもあるのかなと思っています。

それから、私も北浦の学校も随分色々回りましたが、今議員さんがいわれましたようにですね、どうしても北浦は高校の受験定数に対してですね、生徒数が少ないので、中々受験に対する危機感等もですね、山陽側の学校に比べると随分のんびりしているなというところは正直なところで、もっとというと、学校が塾に行くことを進めるわけではないんですけども、やっぱり塾に行っている子どもの割合だとか、そういったところもですね、山陽側に比べると随分と差があるなというふうに思っております。

ただ大きい学校は、議員さんいわれましたように、逆にですね国も40人のところを35人学級にしよう、いや30人にしよう、あるいは学校によってはですね、敢えてそれをわざわざ2つに分けて、もっと小規模でやってる中で、阿武町の学校は非常にそういう面ではですね、ひとクラスが20人、あるいはもっと少ないというですね、恵まれた環境にありますので、僕は教員が頑張ればもっともっと子どもたちの学力も上がるのかなというふうに思っています。

それから交流学習につきましては、今福賀小学校さんと阿武小学校さんがですね、定期的に行き来をしたりして、色んな行事や授業も一緒にやっているところですし、先ほどICTの専門員を雇ったということもお話をしましたけれども、今は直接行かなくてもですね、ICTでオンラインで学校同士を結ぶっていうことも、実際にちょこちょこはじめておりますので、これからそういったところも実際進めていきたいなというふうに思っています。

あとついでに、11月に県の授業力向上の発表を行うと言いましたけれども、当然その時には議員さん方にもご案内差し上げようと思いますので、ぜひ学校の様子、授業の様子も見ていただけたらなというふうに思っております。以上

です。

○議長 再々質問ありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 色々と現在の学校の状況についてですね、詳しくお答えいただきありがとうございます。

教育長の教育理念の中にですね、地域の力が地方再生の鍵を握るっていう話があったかと思うんですけども、やはりですね、学校教育の充実っていうのがですね、子育て世帯の定住への重要な要素の1つであると認識しているところでありまして、さらにですね、教育長の話を聞いて、それだけでなく、コミュニティースクールであったりですね、様々な形で地域の方が学校に関わっていくことで、地域の次世代のリーダーを育成していくであったり、町の力となる人づくりになってくる、地域の方も学校と関わっていくことで、学びがあるっていうお話だったかと思うんですけども、正にそのとおりだなと感じたところでございます。

今年度からですね、サポートルームが設置されたっていう話もありましたけれども、これ昨年度まではなくて、学校の方に伺うとやはり学校では教員の配置が難しいというお話を昨年度伺っておりました。こういったいわゆる教員不足のところに、町の予算をつけるということで担当の方を配置することができたという今現状かと思えます。このように特にですね、財政上の制約など学校だけでは難しいっていうところで、将来的な町の力となる人づくりという点においてですね、特に財政上の制約など学校だけでは難しいというところで、町や教育委員会が関わりながら、よりよい学校教育に向かっていけるように、今後ともよろしくお願いしたいと思えます。以上です。

○議長 教育長。

○教育長 ありがとうございます。私も4月に阿武町にきて本当にびっくりするのは、子育て支援の例えば給食の無償化であったりですね、医療費高校生まで無料とかですね、そして中々今1番大変なのは人をつけてもらうことが1番大変なんですけども、サポートルームであったり、ICTの支援員であったり、本当に阿武町恵まれた教育環境だなというふうに思っています。この期待、この環境にですね、是非応えられるように頑張っていこうと思っております。

それから、やはり次世代リーダーと今お話ありましたけれども、指導者の高齢化が進んでいる中で、私は学校を通して例えばPTA活動であったり、学校運営協議会であったり、あるいは家庭教育支援チームであったり、今本当にお仕事忙しい30代40代のみなさんが、次のリーダーになるその準備というか、その練習ができるのも学校なのかなというふうに思っています。学校のそういった活動を、地域との活動をとおしてですね、その方々がまたやがて子どもが

学校卒業しても、次に地域のリーダーになっていく、そういう社会教育、学校教育との連携ができたらいいなっていうふうに思っているところです。これから頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長 これをもって2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

○議長 それでは、ここで10分間休憩いたします。

休憩開始／11時05分 会議再開／11時13分

○議長 休憩を閉じて、一般質問を続行します。続きまして3番、白松靖之君、ご登壇ください。

○3番 白松靖之 3番、白松です。通告に従いまして、町営住宅の新設と、1／4ワークス援農プロジェクトシェアハウス駐車場増設について質問します。

総務省は、2023年10月1日現在の人口推計を発表し、外国人を含めた日本の総人口は、1億2435万2000人と前年より59万5000人、率にして0.48%減り、13年連続で減少しました。一方、75歳以上の人口は、はじめて2007万8000人で、総人口に占める割合は、16.1%と過去最高となりました。国立社会保障・人口問題研究所が、山口県の人口は2020年は134万2000人で、2050年は92万6000人と発表しました。

さて、本町の基幹産業の1つである農業は、担い手不足と従事者の高齢化という深刻な問題に直面しています。現在、町内の各農業法人では、少しずつ町内外からの担い手の確保へ向けた取り組みをされています。しかし、受け皿となる住宅が不足しているのが現状です。そこで、若い担い手を受け入れる住宅の確保が早急に必要だと考えます。

町内3地区の公営住宅、特定公共賃貸住宅、一般住宅の町営住宅143戸に対して、入居数は132戸で、率にして92%です。その内、公営住宅では、奈古地区66戸に対して61戸、入居率92.4%、福賀地区6戸に対して6戸、入居率100%、宇田郷地区2戸に対して1戸、入居率50%です。特に、福賀地区においては満室状態となっています。空き家バンクの物件の利用も考えられますが、単身者にとっては広すぎる物件が多く、管理の難しさなどから、利用しづらい一面があります。

町営住宅の利点として、Iターン者に対して2年間1／2、上限2万円の家賃補助、収入に応じた家賃設定等があります。何よりリフォーム等の初期投資・費用が不用で、設備が整っていて、すぐに入居できることが挙げられます。

また、阿武町では農林水産課の事業、がんばる農林水産業就業・経営等支援事業(農業)、まちづくり推進課の事業、定住奨励金事業等、認定新規就農者、法人就業者、認定農業者、Iターン者等へ手厚い支援があります。

私は、ここで福賀地区に公営住宅の新設を要望します。町長の答弁を求めます。

次に、2017年からはじまった1／4ワークス援農プロジェクトは、今年で7年目を迎えました。このプロジェクトは、援農と関係人口の創出、ひいては移住・定住へ結び付けて行くという大きな可能性があります。実際に、福賀・宇田郷地区へ3名定住という成果も出ています。昨年は、参加農家8軒、ワーカーさん18名。今年は、参加農家6軒、内4農家2法人、それに対してワーカーさん9名でスタートしています。

今年度より利用が開始された、宇生賀中央自治会の三和地区のシェアハウスへ、男性4名、女性3名が生活されています。先日、ワーカーさんよりシェアハウス前の駐車場が狭く、車両の駐車スペースが十分とれないというご意見をいただきました。今後の1／4ワークスプロジェクトの更なる発展と充実、ワーカーさんの生活環境の改善に向けて、駐車場の増設を要望します。町長の答弁を求めます。以上、福賀地区への町営住宅の新設と、1／4ワークスシェアハウス駐車場増設の要望について、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それではお答えいたします。まず1点目の、福賀地区の町営住宅の新設ですが、福賀地区においては、農業の担い手の確保対策として、町外からの受け入れについて色々な取り組みをする中で、これの受け皿となる住宅が不足している状況であり、住宅の確保が早急に必要であるとのことご質問であります。

ここで、はじめに、町が管理しています町営住宅について、少しその概要について説明をさせていただきます。

実は一口に町営住宅といいましても、先ほどもありましたが、3つの区分けがありまして、まず1つ目は、公営住宅法に則って入居条件を定める、いわゆる公営住宅であります。公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備して、これを住宅に困窮する低所得者、具体的には、所得が月額15万8千円以下の世帯に対して、低廉な家賃で賃貸するということでありまして、奈古地区では水ヶ迫団地が44戸、そして岡田橋団地の内22戸、さらに福賀地区は中村の6戸、先ほどありましたこの6戸、そして宇田郷地区は宇田中央にあります2戸でありまして、全部で町内に74戸が公営住宅ということになります。

次に2つ目の区分は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に則った、特定公共賃貸住宅であります。公営住宅の所得基準を上回る中堅所得者、これは具体的には、所得月額が15万8千1円以上で48万7千円以下、この世帯に対してであります。奈古の美里団地のこれ全てであります。30戸がこ

れに特賃というふうに該当いたします。

次に3つ目は、法の縛りはなくて、家賃などの入居条件を町の裁量で決定することができる、いわゆる一般住宅であります。奈古地区の水ヶ迫に1戸、岡田橋に11戸、東方に9戸、そして福賀のみどり保育園の分園の前であります。これが10戸、そして宇田郷の郷のところに4戸、尾無に4戸ということで、町内で合計で39戸が、これに一般住宅ということであります。

次に、この5月末現在のそれぞれの住宅の入居状況を申し上げますが、白松議員も申されましたが、公営住宅につきましては、奈古地区が全部で66戸中入居が61戸でありまして、入居率は92.4%、福賀地区が6戸中6戸で100%、そして宇田郷地区については2戸中1戸で50%となっています。

また、特定公共賃貸住宅につきましては、これも先ほど申し上げましたが、奈古地区の美里団地、美里のみであります。入居は30戸中30戸ということで100%となっています。

最後に一般住宅であります。奈古で21戸中18戸の入居で85.7%、福賀地区では10戸中8戸で80%、宇田郷地区では8戸中8戸の100%となっています。

そうした中で、先ほどご質問をいただきました、福賀地区の町営住宅の新築についてであります。これまでの町の考え方としては、特に福賀地区であります。農業者や農業を目指される方については、農業を行う上で、農器具や農業用機械などの置場や作業スペースなどが必要であるという観点から、居住専用の町営住宅ではなくて、倉庫や納屋、あるいは物置がある、いわゆる農家様式の空き家の活用が適当であろうという見方をしてきた経緯があり、就農目的のIターンの方にも、その様な家を今まで紹介してきたところであります。

こうした中、近年の働き方の多様化もあり、IターンUターンなどを進める中で、農業を目指す方であっても、最初から倉庫や納屋のある空き家を借りて農業をはじめるとするのは、かなりハードルが高く感じられる方もいらっしゃるようです。

こうした中、1つの例として、一時的に町営住宅を借りて移住して、お試し的に農業をはじめて、その後本格的に農業をやる意志が固まれば、倉庫や納屋のある農家様式の空き家に引っ越すなどの対応ができれば、農業者による町営住宅の需要は一層増えるとも思われます。

従いまして、今回の白松議員から、福賀地区への町営住宅の新設のご要望につきましては、福賀地区への町営住宅の新設の要望につきましては、期待に応えるよう、前向きな検討をしてまいりたいというふうに思います。

ただ住宅の種別につきましては、先ほど3種類あると申し上げましたが、どの種類にするのかにつきましては、家賃や利用形態、補助や財源等も勘案した中で、また決定をしていきたいというふうに考えています。

なお、これも冒頭申し上げましたが、福賀地区の5月末の町営住宅への入居状況は、公営住宅は確かに6戸中6戸の100%の入居であります。分園前の一般住宅については、老朽化も1つの要因ではあるとは思いますが、2戸が空いていることはしっかりと確認していただきたいと思ひますし、今後、新しい住宅はもちろんです。この空き家の入居率の改善も、しっかりと改善していく必要があるというふうに思ひております。

町といたしましても、Iターン者に対しての家賃補助や、定住奨励金などの制度を引き続き行っていく中で、定住促進のための支援をしっかりとまいりますが、白松議員におかれましても、常日頃から、農業振興に伴う担い手確保に向けた取り組みに尽力をいただいておりますが、今後とも、町の抱える担い手不足、従業員の高齢化という問題を解決するために、若い担い手の確保に向けて、さらなるご支援ご協力をお願いしたいというふうに思ひます。

次に、福賀三和の1/4ワークス援農プロジェクトに係るシェアハウスの駐車場の増設であります。このことにつきましては、町では新たな農業支援として、町内外の方が農繁期に農家で短期アルバイトをする、いわゆる1/4ワークス援農プロジェクトに取り組んでいるところでありますが、利用者のみなさんからは、大変好評をいただいているところであります。

また、最近では、農業専門の派遣会社のアグリナジカンという会社がありますが、これとの連携によって、参加される援農ワーカーが増えて、住まいが不足しているというところから、昨年度、福賀の三和地区に、空き家をリフォームして福賀シェアハウスを整備して、議員各位には現地踏査もしていただいたところでありますが、母屋、納屋を合わせて、最大7人が宿泊できる個室と、キッチン、トイレもそれぞれの棟に備え付けております。

こうした中、議員のご指摘のとおり、シェアハウスの駐車場については、ワーカーの増加とともに、不足気味となっていることは事実でありまして、このことは、すでに地元からも同様の意見もいただいているところでありまして、実は現在地元の方に、近場で工事等をしなくても駐車ができるような空き地、もしくは、これが無理なら適当な遊休農地等を探していただくようお願いしているところであります。

いずれにいたしましても、当施設は、地元の方の農事研修や、地域のみなさんの交流の場としても利用可能な施設としておりますので、ある程度の駐車枠は不可欠であり、できれば今年度中に適地を見つけて整備したいというふうに考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 再質問として、先ほども冒頭の一般質問の中で申し上げましたが、福賀地区に関しましては、4農業法人あるわけですが、今、地域の景観を維持していく、農地を維持していく、本当に大きな主力の経営体といいますか、みなさんそれぞれの地域で地区で頑張っておられるということで、今回こういう公営住宅を、3種類のどれになるかわからないけど、検討していくよという前向きなご発言を町長からいただきまして、大変喜んでるところでございます。

先ほどいいましたが、山口県も大変な人口減少、村岡知事も会見の中で申し上げられているように、危機感を持ってそういう節々で発言をされているんですが、今年度、山口県の中山間地域づくり推進課の施策としてですね、県営住宅を活用した、先ほど町長の答弁の中にもありましたけど、お試し住宅のことが挙げられましたが、山口県も県営住宅を活用したお試し暮らし住宅を、今年度整備していくということを発表されたわけですが、これは特に東京都などの都市圏からの移住者に向けられたもので、特に若者や子育て世帯の円滑な移住、山口県につなげていく、山口県に入っていくための目的としているわけですが、現在人口減少問題に苦しみ、県もそうなんですけど、各市町も本格的に移住者の定住に向けて対策を練っておりまして、お試し暮らし住宅を整備して、移住者を迎え入れようという取り組みをされています。阿武町においても、お試し暮らし住宅を整備して、それが町営住宅になるのか、空き家バンクの登録物件を活用したものになるかはわかりませんが、この辺について町長、どういったお考えがあるのかな、県とか各市町の動きを見ながら、阿武町はどういうふうに移住定住者を迎えて入れていくのかなっていう、そういう考えを求めます。

また、お試し住宅として、福賀地区には新田と下東郷にそれぞれ1戸ずつ住宅を整備されておりますが、今後、奈古地区、宇田郷地区にもそういう展開をされていかれるのか、考えを求めます。

また、最後に一般質問で申し上げました1/4ワークスの援農プロジェクトの事業ですけど、今回は、今年度は、主に福賀地区の対象法人さん、農家さんで実施されておりますが、今後、奈古地区、宇田郷地区への普及や、また農業以外の分野への展開の可能性について、町長の考えを求めます。よろしく願いします。

○議長 町長。

○町長 まず各市町、県も含めてですが、色んな各町において、お試し暮らし住宅的なものを整備しておるといふふうなことであります。先ほどありましたように、福賀ではじめに今2ヶ所ほどなりましたけれども、これもそれなりに利用者があるというふうなことでありまして、また近々ですか、また利用されるような予定もあるようではありますが、これにつきましては、状況を見ながら

ということではありますが、先ほどの1／4ワークスのようなシェアハウスも、冬場まで全部ついているということでもありませんし、お試しの中には必ずしも農業とか、そういう特定の業のためにお試しということでもなしに、その地域の中で、例えば定年リタイアの方であるとか、色んな方がいらっしゃいますから、その方たちにもお試しでそこに住んでいただく、例えば福賀の中に住んでいただいて、1ヶ月とか何週間、半年そういった形で住んでいただいて、ここはいいところだなというふうなことで、そこに今度はどこか借りていく、あるいは先ほど申しましたようなことでちょっと整備するならば、そこへ今度入らさしてもらおうとかですね、そういった方が出てきてもいいのではないかなというふうに思います。ただ、今お試し暮らし住宅を、すぐにまた例えば福賀に増やすというこのことについては、2戸ありますから、それは常時埋まってるわけでもありませんから、それを活用できたらというふうに思います。

それから同様に、それを奈古地区と宇田郷地区にというふうなことでありますが、現実問題として、先ほどの住宅の入居率でもありませんが、全てが埋まっているわけでもありません。福賀についても2戸、実際には一般住宅が2戸空いてますけども、奈古地区についても空いてますし、宇田郷地区についても空いてるところがあるわけでありますから、そこらが埋まってくるようなことであればですね、また考えなきゃいけないかなというふうに思いますし、特にお試し暮らしについては、町営住宅の新築の町営住宅というのは、ちょっと少し躊躇する気持ちもあるわけであります。むしろこじんまりとした、空き家あたりを、今の新田とかのやつも同じですけども、町が買い上げて、一定の改修を加えて、そういうポツンと1軒家をですね、貸していくというふうな、むしろ町住宅というよりもいいかなというふうな感じもしますが、その辺は今から考えなきゃいけません、とりあえずのところ、奈古地区、宇田郷地区にもという話であります、それを今整備するということについては、特に考えてもおりません。必要がありましたらですね、それはその時に臨機応変にやっていくということでもあります。

それから1／4ワークスにつきましては、本当にもう定着をして、福賀、特に福賀の農業者にとっては、EGFのみなさま方とともにですね、1／4ワークスのワーカーのみなさんのこの労力でもありますね、なくてはならない存在になっておる、これは確かであります。もう完全にアテにされておるというふうな状況でありますし、今後とも農業従事者がだんだんと高齢化、あるいは減っていく中で、もっともこの重要性が増してくるというふうに思っております。

そうした中で、今度は奈古地区や宇田郷地区の方にもというふうな話であります。これは有り得ると私は思います。そしてまた、この対象となる仕事につきましてもですね、今は農業が主であります、農業だけじゃなしに、例えば水産業、他の林業、もしかしたらそれ以外の二次産業、あるいは極端な話、三

次産業まで含めてですね、そういった需要、こちらからの需要はもちろんあると思いますし、こられるワーカーさん達もですね、別に農業でなくても、こういったこともやってみたい、地域で暮らしをしてみたい、地域暮らしをやってみたい。その中で、自分の今持ってるスキルなり経験を生かして、地元でそういうのがあればですね、そこでちょっと田舎暮らしをやってみたいということあるというふうに思います。ですから、そういった1/4ワークスが色んな形で1/4ワークしていただくというふうなことは、十分あるというふうに考えるところであります。以上です。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 再々質問でございます。先ほど、そういった1/4ワークスのシェアハウスも、農閑期の空いてる期間を定めて、そういう田舎暮らしをしたいとかいう方に貸し出していくっていう方向性というのが見えてきまして、一歩前進したのかなと考えております。

先月5月28日から30日の間で、町内3地区で実施された、令和6年度まちづくり懇談会の中で、町長最後のあいさつの中で、現在移住定住を考えておられる方のハート、心に響くような施策をこれからも実施、発信していきたいと述べられておりました。私もすごく胸を打たれたというかですね、胸を熱くしたところで共感したんですが、阿武町が定めております、第7次阿武町総合計画に記されていますが、町の将来像、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町、基本構想の選ばれるまちづくりをもとに、今子育て3点セットということで、保育園から小中学生の給食費無償化、高校生までの医療費無償化、3歳未満時からの保育料無償化、また出産祝い金のまた増額ということで、金銭的な支援というのは、十分移住者定住者に伝わっていると思うんですが、それ以外の施策として、どのように展開していくのか、また、町内外にまたそういう魅力を発信していかれるのか、具体的な考えというものをざっとでいいんですが、最後に質問しまして、3番、白松の一般質問と閉じたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 町長。

○町長 まず、ちょっと付け足しをしますが、先ほどのシェアハウスにつきましてもですね、実は、令和5年度の援農プロジェクト1/4ワークス、援農プロジェクトの中で、一部は奈古地区から、奈古地区に住まわって、そこから通ったという経緯があるわけで、福賀に通ったという経緯があったりもしておりますから、そういうふうなことも考えられるというふうなことでありまして、福賀地区のシェアハウスだけじゃなしに、必要に応じて奈古地区にも、どういう形かはわかりませんが、多分、福賀地区と同じような、むしろ今の若い

人たち、ピカピカの新築もいいかもしれませんが、そういう古民家のようなものを改造して、シェアハウスにした方が、むしろ好まれるかもしれませんので、そういったことも必要に応じてやっていくということは十分あると、それも奈古地区やら宇田郷地区にそういうのを設置することも有り得るということを、まずはちょっと付け足ささせていただきたいというふうに思います。

それから、そういったIターンの人たちあたりに心に響く、あるいは施策として、そういったものの心に刺さるような、そういった施策をしっかりと構築していかなきゃならないわけでありましたが、特に子育て支援等につきましては、本当にしっかりとやってきておるつもりでありますし、ただ、これもいつもいわれておりますが、阿武町はですね、明石の泉市長、元明石の泉市長じゃないですけども、あの様に上手にですね、発信するのがですね、中々うまくありません。しっかりと発信していけばですね、もっともっとそれを知っていただければ、そういった世代の心に刺さる施策は、すでに私はもうやっておるというふうに思います。例えば、聞くところによると、オムツの配布がですねいただけるとか、すごいとかいってますけど、阿武町ははるか前からですね、保健師が毎月1ヶ月分のオムツをですね、持ってですね、妊婦さん、妊婦さんじゃないしに、新生児のご家庭、お母さんのところに行ってですね、訪問をして、様子を聞いたり子どもの様子を聞いたりですね、もちろんお母さんの体調を聞いたり、そんなこともずっともうやってきておりまして、これらも中々表に出していないので、やってますやってますっていったいってないんですね、あまりアピールがないんですけども、先ほどありましたように、やっぱりこういったことについてはですね、しっかりと知らなければ、心に刺さるといったって刺さるわけありませんから、ちゃんと町としてもそこはちゃんと外に向けて、やることをPRしていくということも、上手にPRしていくということも、やっぱりIターンの人たちを増やしていく、特に若者の定住を増やしていくためには大事だというふうに思いますから、今後は、今まで中々その部分が阿武町の弱み、ある意味弱みだと私は思ってますけど、今からはそこにしっかりと力を入れて、やってることはちゃんとしてやったことをやっているというふうに思いますから、それをしっかりみなさんに伝えていくということで、また移住定住促進につなげていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 これをもって3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

○議長 ちょっと時間が中途半端になりそうなので、ここで昼食のための休憩に入ります。午後は13時から開会いたします。

休憩開始／11時45分 会議再開／13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。それでは次に7番、市原 旭君、ご登壇ください。

○7番 市原 旭 7番、市原 旭です。通告に従いまして、積極的な住民主体なまちづくりを推進するためにを質問事項といたしまして、まず、阿武町地域づくり団体活動支援事業について伺います。

4月の広報にこの事業の説明がございました。みなさまの主体的な地域づくりとコミュニティー活動を支援することで、地域の課題解決や活性化を図り、協働のまちづくりを推進しますと書かれていました。具体的に4つの事業と、それぞれの例を説明されておりましたので、読み上げますと、1地域の課題解決に向けた地域づくり事業、例として、各種勉強会、環境整備など。次に、2の事業の実施によって地域の活性化に繋がる事業。例として、地域間世代間の交流を図るイベントや季節のおまつりなど。3地域の伝統文化の継承その他これに関する事業。例として、伝統芸能や昔話の伝承に関わることなど。4番目に、地域の資源を活用したまちづくりに関する事業。例として、地域におけるガイドブックの作成、特産品を生かした活動などと説明をされておりました。補助上限の金額は1団体あたり10万円までと、補助対象経費の1/2以内ということでした。

私は、以前からこういった、住民が自ら主体性、目的意識を持つ事業の創設を願っていたところであります。また、このような事業があれば、ぜひ利用したいとも考えておりましたので、金額はともかく、方向性として非常に同意するところであります。また、私の周辺でも、面白い何かしてみないかといった声も聞こえ、反応は上々でありました。

以前の阿武町観光ナビ協議会の立ち上げ時に、観光ナビに賛同して集まった人たちからは、様々な意見があり、少々暴言気味ではありますがそれでも「行政は金だけ出して、口は出さんかったらええものになる。」そねーしたらえーと、そうしたらええものになるといった、元気いっぱい意見もありました。その意見の全てに賛同するわけではありませんけれども、意味合いだけ素直に率直に捉えれば、それだけ地域に自信を持って、誇りに思っていらっしゃる方がいらっしゃったのもまた事実であります。

私はこの観光ナビ以外でも、様々なグループ活動団体と接することが多くあります。町長も感じておられると思いますけれども、その度阿武町の地域づくり、地域おこしにつながる潜在的な魅力のある人材、資源、埋もれたアイデア、人や物の存在を感じています。その存在、人や物にいかにして光をあてるかが小規模な町で、少ない人材を活かしていくためには、不可欠だと思います。そういった意味で、今回の阿武町地域づくり団体活動支援事業、着眼点には賛同いたしますし、大いに魅力があるものだと感じております。そういった思いであることをまず前提として述べさせていただきます。

すでに3月の議会審議の中で、この事業の存在は知っていましたし、その分期待もありました。広報を見たときの率直な意見を申し上げます。

まず1点目ですけれども、阿武町地域づくり団体支援事業の、この事業を受けたいと思ったら、まず何をすればいいのでしょうかというところです。まずしてみたい、やってみたいと感じた、あるいは思ったといきなり電話で説明をされても困るでしょう。広報を見る限り、まちづくり推進課に相談、連絡すればいいというような感じは受けとれますけれども、まずは何をすればよいのでしょうか。私なりに考えれば、想いを書類にまとめようと思います。企画書のようなものであります。ただ、そんなことは書かれていません。私の思い違いかもしれませんが、また全予算1／2、上限10万円と書かれていますから、予算書は必要なんだというふうに思います。提出するものはどのようなものがいいのか、予算書を含めた企画書等が必要なのか、そういった内容の説明を、どのようにまちづくり推進課にすればよいのか、詳しくはWeb的な詳細がホームページにあるのかと思いましたが、それもまた用意をされていないようですと質問書には書きましたが、昨日ホームページを検索したところ、各種申請書類のページにたどり着きました。従って、窓口はまちづくり推進課、必要な書類はどのようなものかについては、ほぼほぼ知ることができました。ただ、申込期限や申請をすればいくらでも事業が受けられるかなど、以前不明瞭な点もあります。明確にされるべきだと思いますが、町長に伺いたいと思います。

2点目、せっかくの事業ですが、PRが不足しているようにも感じます。自治会は対象外とされているようなので、自治会長集会などでもPR、あるいは告知はされていないのではないかと想像しております。この事業を開始するにあたり、地域づくりに関するセミナーや、講師を呼んで研修会なども同時に開催するなどをされるとよいのではないのでしょうか。利用を考えている住民も、アイデアが整理されていくのではないかと考えます。そういった機会を設ける予定はないか伺います。そういったことを繰り返すことにより、さらに周知が徹底していくのではないのでしょうか。

3番目、先ほども述べましたが、注意書きで自治会が企画立案し、総会等で決定した事業は対象外ですとされています。この趣旨が少しわかりづらいという感じを否めません。なぜ対象外なのか説明を求めます。住民の1番身近な団体は自治会であろうと思います。説明の例題3番目に書かれています、旧集落単位の伝統的なまつりや儀式、言い伝え等は自治会の単位で最も詳細をご存じだと思います。自治会が企画発案したものであってもいいように感じますが、お考えを伺います。

4番目、次に、住民や各団体から発信された情報をもとに、まちづくり推進課、あるいは町として、その後その情報発案に対してどのようにされるのかと

ということです。上がってきた案件を評価、あるいは採択をされるのではないかと思います。いかがでしょうか。広報に書かれている地域の問題解決や、地域の活性化、伝統文化の継承など、4つの例題に合致しているか否か、審査をされると思うのですが、そういった認識理解でよいのでしょうか。その場合、当然理由づけをされて審査となろうと思いますが、事業の要件をまとめた要綱が必要ではないかと思いますが、今時点でどのように考えていますか、聞かせてください。全ての案が、まさに安易に通るのであれば、事業を受ける側、住民サイドとしては問題ないでしょうが、仮に何らかの理由で不採択と判断される場合も想定できます。詳細な要綱があるのであれば、混乱をする前に提示されるべきだと思います。

5番目、今回の事業は10万円が上限となっています。私は、地域内の各種団体が複数年の期間をかけて、総額100万円規模の同様な事業を持ったことがあります。4～5年間の期間をかけて、初年度は予選会のような位置づけでプレゼンをはじめて、上位の数団体が10万円程度の賞金を受ける。その後、予選を突破した事業を4～5年をかけて、現実に向けて実行してみる。その結果に応じて、実際のまちづくりに貢献した度合いをポイント化し、1等賞金として100万円といったことはできないかと考えていました。

今回の事業、費用の面では抑えられているようにも感じます。ですが、縛りが緩く、とっつきやすいというところが、もしかしたら魅力なのかもしれません。しかしながら、一方で、もう少し本格的な規模の大きな同様な事業も考えてほしいかなとも望んでいます。町長のお考えを伺います。

最後になりますけれども、積極的な住民主体のまちづくりとは、執行部サイドから指示してやらせるのではなくて、住民がやってみたいこと、まちづくりに貢献したい、そういった思いを促していくことだと思っています。まちづくり懇談会の中で町長は、何度も阿武町を3000人規模の小さな町といわれていました。移住者を受け入れていかざるを得ないところですが、それとともに、地元住民が今一度地元を誇りに感じ、発信することが何よりも大切な時期だと感じています。地元民の発信に共鳴して、その上で阿武町に移住定住をしてもらうことが何よりも大切だと思っています。そうすることで、地域の持つ風土や歴史はつながっていくのではないのでしょうか。以上6点、町長に伺いたいと思います。

○議長 ただ今の7番、市原 旭君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 7番、市原議員から、令和6年度から新たに立ち上げました、阿武町地域づくり団体活動支援事業に関して、大きく6つのご質問をいただきましたが、順次回をさせていただきます。

まず事業内容等でありますが、今、市原議員からご説明があったとおりであ

りますが、そしてまた、広報あぶの4月号にも概略を掲載させていただいておりますが、地域の課題解決や活性化を目的に、町民のみなさまの自主的な地域づくり活動、コミュニティー活動に係る経費を、上限が10万円で支援させていただくものであります。議員から、広報紙の説明記事には詳しい要項等が示されておらず、申請のための資料等、内容がわかりにくいといったご指摘でありましたが、その部分も含めて回答させていただきます。

まずはじめに、掲載済みの広報誌の内容や、ホームページへの掲載についてであります。議員ご指摘のとおり、広報誌はあくまでも概要の掲載でありまして、詳細まではわかるものとはなっておりません。もちろん要綱はありますが、申請書とか事業計画書等のフォーマットまで含めると、実はA4判で用紙で13ページにもおよぶために、担当課としては、広報紙の概要を見られた方のうちで、関心を持っていた方にご連絡をしていただいて、要綱をお届けするなり、個別に説明をしたいというふうに考えていただいているようでありまして、実務的にはそうかなと思うところであります。

なお、ホームページへの掲載につきましては、申し訳ありませんがサーバー等の不具合によりまして、ホームページ自体が閲覧できない状態ですとありましたが、5月の20日にホームページ、そういったものを不具合を解消し、ホームページが機能回復いたしましたので、直ち要綱全体を掲載したところでありますが、このことについては申し訳なく思っているところであります。

それでは本題に入りますけれども、まず1番目の申請をするには、まず何をすればよいのか、さらに4番目でありましたが、詳細を記した要綱等はあるのかということでありまして、先ほど申し上げましたように、当然要項は定めておりますが、申請時に必要な書類といたしましては、交付申請書の他に添付書類として、事業計画書、収支予算書、申請団体の規約または会則等の写しなどをお願いをしておるところであります。

また申請期限につきましては、原則令和7年の2月、来年の2月末までに事業が完了することとしておりますので、実施機関及び実施時期、及び期間を踏まえたスケジュールを立てて、これらを考慮した上で、予算のこともありますので、可能な限り早めに申請をしていただきたいということでもあります。

なお現行の予算枠は、2件20万円を予定しておりますが、状況によって補正予算をするのはやぶさかでないというふうに考えています。

また、1つの団体が2つ以上申請できるかとの問いであります。その2つ以上の事業が別のもの、別物というふうなことであれば可能だというふうに考えますが、いずれにしても、事前に御相談がいただきたいということでもあります。

なお、対象の事業につきましては、先ほどありましたが、地域の課題解決に向けた地域づくり事業、2番目に、事業の実施によって地域の活性化につながる

る事業、3番目に、地域の伝統文化の継承その他これに類する事業、4番目に、地域資源を活用したまちづくりに関する事業、さらに5番目に、町長が必要と認める事業ということであります。

なお、最後の5番目でいいました町長の特認につきましては、事業の内容が多少目的から外れた感じはあっても、町長がこれは有用だと認めた場合には対象とするというものでありまして、私といたしましては、可能な限り採択するというふうな方向で思っておりますので、まずはしっかりと事前相談をしていただきたいということであります。

次にPR不足とのご指摘であります。またセミナーや研修会等を開催をしてはということですが、先ほど申し上げましたように、広報あぶへの掲載をはじめ、ケーブルテレビの広報番組、あぶCHANでの放映もしているところですが、必要であれば、またあぶCHANで再度放送することも検討したいと考えているところであります。

また、町民のみなさんにわかりやすくご理解いただくために、セミナーや講習会を開いてはとのことですが、これまで町内で実施された行事で、該当するもののピックアップや、他県他市町でのイベント等を調査して、お知らせすることも検討したいとは思いますが、地域地域で実情はそれぞれ違いますし、議員がおっしゃるとおり、住民自体が主体的、また目的意識を持って、住民主導で行われることが継続性にもつながってまいりますので、まずは、それぞれの地域に本当に必要なことを、みなさんがた想いで、オリジナリティ高く事業を構築していただけたらと思います。

次に、自治会での企画はなぜ対象外なのかということですが、特定の地縁的關係による、いわゆる自治会活動につきましては、今回の事業主旨と若干地縁的というのが重みが多いわけでありますので、違いがあるということでありまして、別途これにつきましては、自治会総合交付金の中で集落再生交付金というものを用意しておりまして、この中には特認というふうなこともありますので、地縁的な感じで自治会こそってというふうなことでありましたら、できればこちらをご活用いただきたいということであります。

次に、今後の事業拡大の可能性はとのご質問であります。議員から、観光ナビ協議会で、「行政は金だけ出して口は云々と」いうふうなことでありましたが、まさにそれくらい気概を持って取り組んでいただきたいと思うところがあります。話は少し本題から外れますが、以前、各地区のおまつり、これ今一律50万円の補助金を交付しておりますけれども、例えば、福賀の大農業まつりと、奈古のさん3ふるさとまつり、また宇田郷のふれあいまつりを比較した場合、イベントなどの内容規模、また、思い入れや趣向等が相当違う中で、一律50万円はいかなものか、という意見も一部の町民の中では指摘されているところでもあります。また、このことにつきましては、今年度は行革大綱を見直す

ことにしておりますけれども、いずれこの中で、イベントの規模、経費の内容、活性化への貢献度等を考慮しながら、補助金のあり方についても再検討することになるかというふうに思っております。

話を戻しますが、ご質問の事業費拡大の可能性についてであります、そのイベントや取り組みなどが、地域の問題解決や活性化等に貢献するようなものであれば拡大も否定するものではありません。

なお、最後のご質問は、質問というよりも市原議員の熱い想いと受け止めましたが、積極的な住民主体のまちづくりとは、まさにご指摘のとおり、様々な主体による様々な魅力ある事業の展開、そして発信こそが回り回って、IターンUターンを考えている方々の一定の条件、契機、また大きなきっかけとなりますし、子どもたちのふるさと愛を育む教育にもつながり、阿武町は消滅可能性自治体とされておりますが、住民自らが主体となった、地道な中にも目的意識を持った取り組みが、結果として持続可能なまちづくりにつながっていくものとの想いは、まさに市原議員と同感であるということをお伝えして、私の答弁を終わらせていただきます。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 熱い想いを汲んでいただきまして、ありがとうございます。積極的な住民主体のまちづくりについてということで伺いましたけれども、住民が主体性をもって、行政が思いつかないアイデアを創造、つまり新しいことを発案して形を作ると、そういった仕組みにぜひしてほしいという思いを込めて質問をいたしましたところ、そういった回答でしたので、一安心をしております。

PRが不足だというふうないい方もしましたけれども、実はケーブルテレビであるとか、他でもPRはしているつもりだというふうないわれ方をしておりましたので、私を感じる限りでは、ちょっと急いでしまったのかなというところは、ちょっと否めないところは感じてますけれども、石橋を叩いて割るという言葉は僕はよく使うんですけども、熟慮に熟慮を重ねて、元も子もなくしてしまうという人たちが、私の周りにはよくいて、それよりは遥かにマシで、執行したからには、地域づくりの新たなツールにぜひしていただきたいなというふうに思います。今の町長のご説明ですと、町長の特権というか、そういったところも踏まえて考えてるんだよっていわれましたので、ひざをつけあわせて、じっくり話し合うという場も、今から先色んなところで出てくると思いますので、ぜひそういったことでも生かしていただきたいなという、そういった面でも生かしていただきたいなというふうに思います。

阿武町には、中高年の組織っていうのは幾らもありますけれども、純粋な青

年团组织というものがある存在していません。阿武町農村青年議会といいましても、若手が数名であとは私どもが入りつつあるわけですので、若い方がまちづくりを考えていくようなきっかけとなるような団体、あるいはそういったグループが活動するための、何か運営資金という言葉はまずい話ですけども、次世代のリーダー、午前中にもちょっと一般質問にも出てましたけれども、次世代リーダーが育っていくような、何かそういったことにも使ってもらえるような事業になればいいなというふうに感じているところです。予算的にも少ないといういい方を、失礼ながらさせていただきましたけれども、今後まだ拡大をされる、規模拡大も考えているというお話もありましたので一安心しております。この事業が、どのような展開を見せていくのかというところを町長に、今いいました次世代リーダーの件につきましても、何かご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 今の事業、本当に最大で10万円という頭打ちということで、それが元々の事業を計画したときには、やはり今の特に若い人たちが集まって、自分たちで例えば小人数で例えば10人なら10人、5人なら5人で集まって、町のためにこれを今度新しい自分たちの発想でですね、何かやってみようじゃないかというときに、それをしっかり私たちがアイデアを生かして、そのアイデアを実現に向けて実現するときに、体は動いても最終的に先立つものがないと、やっぱり実現できないこともあるのは確かで、想いだけでは物事はですね、実現できないということでありまして、そこらをしっかり後押しをすると、何十人と集まってどうのこうのするというふうな、それはあってもいいんですけど、そういうことじゃなしに、ことの発想は、小さなグループが集まって、何かこう町のために何かしてみようじゃないか、あるいは地域のために自分たちのためにでもいいですけど、やってみようじゃないかという、そのことを自分たちのアイデアを実現させ、そして、そういった人たちがそのことを通じて自己実現をすると、いうふうなことを後押しをしたいというふうな想いの中で、新しく令和6年度から、そのことをはじめたわけでありまして、その中で、色々なみなさんのアイデアでありますから、私たちが一定程度想定していたものとは全く違うものが出てくるかもしれません。その時には、おっそうかということであれば、先ほどの話じゃないですけど、今は小さなグループが色々なアイデアを出してっていう、そういう細々とした事業というのが元々前提でありましたから、そういうことで10万円とかという上限ありますけれども、そうじゃなくて、こうこうこういうことであって、こんなことをやりたいということで、本当にこちらが、まさにこれですけど、打てば響くでですね、ああそうかと、それなら町もですね、しっかり後押しするぞというふうな想いであれば、先ほどいいましたように、事業費の拡充であったりということもしっかり考えてい

くし、またそのようにしていかなければならない、後押しもしっかりしていかなきゃならないというふうに思いますから、ぜひですね、色々なアイデアを出していただきたいし、そうした人たちにも市原議員の方からも、ぜひアドバイスをしていただけたらというふうに思うところであります。以上です。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 再々質問ということで、もうこれが最後になってしまうので、もうあれですが、以前報道関係の方から、地域おこし協力隊について意見を受けたことがあります。その方曰く、そもそも地域おこしは、自分たち地元の間が旗振り役となって、自らが汗をかきするものであって、都会からきて、地域をおこしてもらおうなんて発想は歪んでますよと私はいわれました。その方の意見は意見として、私も町民自らが地域づくりをしていくことが本来本筋だというふうには感じています。今回の阿武町の地域づくり団体活動支援事業が、地域住民の積極的な地域づくりの活動につながることを、本当に切に願っておるところであります。最後にもう一度しつこいようですが、町長からこの事業の将来的な展望について、町長の願望あるいは理想も込めてご答弁いただきたいなというふうに思います。

○議長 町長。

○町長 先ほどの再質問の中にですね、昔はという話の中で、青年団とか、昔の青年団というのは、私達がまさに青年期のことでありますが、それはもう本当に自分たちの色んなサークル活動であったり、スポーツ活動もやってましたけども、1番主だったのは、地域にどうして貢献、若い力が結集して地域にどうやって貢献するかという思いが強かったというふうに思っておりますし、今地域で色んな中堅、あるいはもうなんでしょうかね、もう指導的立場にある人たちの多くは、その経験の中で経験を育てた方たちが、もう地域の本当に中心となっていっちゃるというふうに思います。それが今中々ですね、単独で動くことが多くて、中々こう一緒になって動くというのが、中々少ない。例えば役場の例にしてもですね、職員は若い人たちもたくさんいますけれども、中々ですね、まとまってどうこうということはありませんでした。が、この前ちょっとですね、嬉しいことがありまして、話がそれますけども、時間がありますから、それますけども、役場の職員も、なんかバラバラかと思ってたんですね、実際は若い職員は、中々群れないなというふうなことがありましたが、聞いてみますとですね、最近また何人かの人たちが中心となって、こんなことしようと、スポーツ何かでも体育館に行って何とかやろうじゃないかと、そういう動きも出てきたらしいんですよ。聞いてびっくりしましたけれども、ああそうか、本当にいいことだなあというふうなことで、他のところでもちょろち

よろっとそういう話は聞きますんで、何か1つの潮目が変わった時期か、変わりよる時期かというふうなことを感じているんです。ですから、しっかり先ほどの話じゃないですけども、そういう人たちが何かやろうというときに、大きく構えるんじゃないしに、小さくいいよねっていうようなところに、サニーアブがやってたときに、10万円ですノーボードへ行ってみよう会とかですね、色々なことやってましたけど、そういうノリっていうんですかね、そんなことでもいいと思うんですよ、地域のために何かやろうと、それもやってみたらっていうのがこの今の事業の主なところであります。ぜひやってください、大きくかまえることはありません。自分たちでできる範囲で、数人でもいいから、やりたいという思いがあるならぜひ応援します、金銭的に半分は出しますから、ぜひやってみてくださいというふうなこと、それがとっかかりで、それがまたなんか転げていって、それが金額がそんなことじゃとてもできませんよ、こんなこんなことをやりたいから、ぜひこれやってくれたということであれば、それはまた特別にですねやるとか、要綱変えていくとか、それはそれでいいんですけれども、私たちとしては、とにかく動きはじめる、そのきっかけづくりを金銭的に支援するということで、今年から単独の町費でやりはじめた事業でありますから、ぜひガチガチになんか事業計画なんたらかんたら、それは後の話にして、想いが集まればですね、何か町が後押ししてくれるよっていうふうな、そういった感じをみなさんが持っていて、手を挙げていただいて、それは全てがOKとなるかどうかわかりませんが、極力私としては、よっしゃというふうな感じでですね、採択したい、後押しをしたいということでございます。以上でございます。

○議長 これをもって7番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 次に4番、西村容子君、ご登壇ください。

○4番 西村容子 4番、西村容子、質問事項は、うおなの郷閉店後の買い物支援、及び宇田郷地区の高齢者対策についてです。通告に従いまして、質問いたします。

さて昨年の10月、JA山口県の広報誌の中に、萩統括本部から、うおなの郷閉店についてのチラシが入っていました。えっ、お店が1軒もなくなるとは、住民の方も驚きと不安で、口々にいっておられました。

以前は数店舗あったお店が、またたく間になくなり、町内の他地区でも同じとは思いますが、空き家や空き地、そして人の姿もあまり見ることもできなくなりました。

うおなの郷は、平成29年6月1日から、共同店舗として営業を開始していましたが、昨年8月末、JF山口県はぎ統括支店より、令和6年3月末をもって事業の撤退をするとJAに連絡がありました。そして、JAも事業利益は大きくマイナスが続いているので、同じく閉店もやむを得ないとの説明でした。

その後、色々と話し合いの中 J A をお願いをしましたが、代替措置として、主に週1回の移動販売車、注文書等の対応となりました。そして、今年2月に地区内の課題検討会を4自治会長、地区民生委員、宇田ふれあい便会長、社会福祉協議会、集落支援員、町職員の出席で、閉店後の買い物困難者をどう支援していくかなどを話し合いました。

現在は、2社の移動販売車が週2回、数ヶ所を回っておられます。みなさんは販売車にきてもらって助かるとの声です。また、新たに I ターン U ターン 夫婦で、このままではいけない、高齢者や地域のために4月末からキッチンカーを開業し頑張っておられます。阿武町としては、町内公共交通機関の運賃を改定され、令和6年4月1日より実施、同じく社会福祉協議会も阿武町有償在宅サービスのスタートとなりました。

先日、2回目の地区内の課題検討会を5月末に実施、閉店後の移動販売車の様子、色んな困り事などをテーマにたくさん話し合いができたと思います。

さて阿武町の人口は、平成31年4月末日3284人、令和6年4月末日3006人、全町で278人の減少。宇田郷は平成31年538人、令和6年462人で76人の減少です。この5年間で、全町では1年間に平均55～56人の減少、高齢者数は、平成31年4月末日1601人、令和6年4月末日1549人、5年間で52人の減少となっています。そして高齢化率は、48.78%から51.53%となり2.75%の増です。

今後、1人暮らしや高齢者夫婦で介護をされる方、買い物などに行けないなど、益々援助が増えてくるのではないのでしょうか。急速な高齢社会の中で、自助、互助、共助、公助を前提とした、安心安全な暮らしづくりを目指しておられますが、この頃は、自分のことだけで精一杯といわれる方が多く聞かれるようになりました。ましてや、近所の方の助け合いも大変厳しい状況になっていくのではないのでしょうか。

しかしながら、住み慣れた我が家で暮らしたいのは当然と考えます。地域で安心して生活していくために、今後どのような支援を考えておられますか、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の4番、西村容子君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 4番、西村議員から、うおなの郷閉店後の買い物支援、及び宇田郷地区の高齢者対策についてのご質問をいただきました。

まずは、西村議員におかれましては、うおなの郷の閉店後、危機感を抱かれているみなさんのために、宇田郷地区において、各関係者を集められて、地域のみなさんの心配ごとと困りごとの聞き取りや、地域活性化を目的とした会議を開催されているとお聞きいたしまして、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

議員ご指摘のとおり、うおなの郷の閉店後、各関係機関のうち、JAは直営による食料品等の移動販売車やコープやまぐちによる宅配、そして社会福祉協議会におきましては、既存の介護サービス、介護保険サービスなどの制度では対応が困難な場合に、生活支援をする協力会員を派遣して、日常的な家事援助等を支援する有償在宅サービスを開始されたところであります。

また、町としても、高齢者の買い物支援はもとより、引きこもりによる認知症予防を含めた考え方で、外出機運の醸成を目的に、デマンド型交通及び路線バスの利用料金の引き下げを行うとともに、引き続き、身体障害者や75歳以上の高齢者の方々には福祉交通券の配布も行っているところであります。

こうした中、先ほど紹介がありましたが、大変ありがたいことに、地元のUターンの方で私のところにもお話しにこられました、何か地域のお役に立ちたいということで、料理や飲食物の提供を行う移動販売車、いわゆるキッチンカーであります、これを個人で購入されて、宇田郷の海産品や農産物を使用した炊き込みご飯や、各種のお惣菜等の販売をはじめられて、地元の方々に大変好評を得ていると聞いているところであります。

さて、ご質問は、地域で安心して生活するために、今後行政はどういった支援をできるのかということであります。今回開催された会議は、自治会長さんや民生委員さんのみなさんを対象に、宇田郷地区内の課題を抽出する検討会ということで、2月と5月に開催され、また比較的若い方や有志のみなさんを対象に、しっかりと地域内の世代を超えたみなさん方による意見交換や交流、新たな取り組みなどを進めることを目的に、喋ってみんかいと銘打った集まりも5月末に開催されたと聞いておりまして、どれも15人程度の方の参加があり、この検討会は、これからも定期的開催されると伺っておりまして、私はこれは本当に素晴らしい取り組みであると思っているところであります。

ご質問は、町の支援ということですが、私といたしましては、せっかくこういった集まりを開催されているわけですから、町からのプッシュ型ということではなくて、地域の方々が地域の身近な問題点を自ら洗い出して、それらの解決策を自ら考えて、そして自助、互助で解決できることは自分たちで、そして、それでできないところを町に要望していただくことが、結果的に地域の活性化に結びつく、住民と行政との協働のまちづくりのあり方だと考えています。

話は若干ずれますが、先月の宇田郷地区のまちづくり懇談会において、地域おこし協力隊の方が、任期終了後に定着してくれない人が多いというふうな話が地元の方からありました。これは私の経験上思うところではありますが、今の若い人たちは、先ほどの話ではないんですけど、地域の方々の親切心からの声かけや行動を嬉しいと思う人と、逆に過度の干渉というふうな受けとめて嫌う人も一定程度いることをしっかりと認識して、ある程度地域の方々が、若者に

合わせた適度な距離感を取ることも必要ではなかろうかと思っています。

町では定住対策を積極的に行っていますが、やはりその地域の人や風土、町の雰囲気の魅力があることが必要不可欠だと思っておりますし、もしかしたら、地元の魅力度といいますか、力量が試されているのではないかとも思っています。

本題に戻りますが、高齢化が進む中であっても、住み慣れた地域で安心して生活することは、全ての町民の切なる願いです。そして、それが実現するためには、これも繰り返しになりますが、今回紹介されましたような会議等を通じて、町民がそれぞれに地域の身近な課題を掘り起こして、自助、公助、共助の中で、自分は何ができるかしっかりと考え、できる範囲で行動するという気概を持つことと、一方では、行政は地域から上がってきた切実な要望等は、些細なことであっても真剣に受けとめて、可能であれば事業化して、全力で支援していくと、こういった真摯なスタンスが必要ではないかと思う次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 本当に高齢者ばかりという、どこを歩いとっても、宇田もなんですけど、奈古の方もずっとお店がみんな閉まってますから、宇田だけじゃないわと思いながらおるんですけど、やっぱり元気でおって、お互いが見合うというのが、1番やっぱり我が家で暮らすのは目標というか、理想とは思いますが、やはり所々みなさん仲よくやらないと、昔のように、お醤油ちょうだいとか、そんな感じの仲でないと、地域で暮らすことは厳しい、病院もいっぱい施設もいっぱい、どこに行けばいいのか、楽しい生活をするには我が家でやっぱり暮らしたいと、仲よくお互いがするというのが基本じゃないかなと思っています。3006人の中に51.53%、1500人の方が65以上ですよ。これで一度に病気になったらどうなるんだろうか、今ずっと思います。自分も今のところいいですけど、先はわかりません。ですから、やっぱりここでもよく引き締めてたら、しっかり自分のみんな自分自分の体を、保健師さんとか社協とかサービスとか色々されますけど、自分自分で管理しないといけないというのが、つくづく思って、数字で思いました。5年後10年後は全部歩けるかなとか、恐ろしい数字になったなと思っています。以上です。

○議長 町長。

○町長 本当に高齢化、高齢者の人口総数としては、もう減少傾向にもうすでに入っておるわけですが、相対数からすると、高齢化率というのは上がっていくと、全体の人数がおりませんので、上がっていくということになっておりまして、人口戦略会議ではないんですけども、消滅可能性自治体というふ

うな話が、こう何となく頭に浮かんでくるわけではありますが、しかしながら、ならばそれで諦めていいのかという話であります。私たちはやっぱり、それには諦めることなく、しっかり努力した中で立ち向かわなきゃならないし、そしてもう一方で大事なことは、今現にここで暮らしている人たちが、本当にこの町で暮らして幸せを感じる、毎日幸せだ幸せだというふうに思うかどうかは別としてですね、少なくとも、不自由を感じたり、難儀な思いをしたりですね、そういったことがなるべくないように、これもいつも使っておる私の言葉で、山崎さん、山崎亮さんの言葉を使いますけども、縮充という言葉を使いますが、人口は若干減少にはしていくけども、やはり充実した暮らしができる人たちを増やしていく、充実した町にしていくという思いをやっぱりいつも持ちながらやっていく、縮充ですね、そういうふうなことを考えていかなきゃならないというふうに思います。そうした中で、色んな私たちも色んな先例、先行事例等の勉強をしながら、よその市町の状況の中で、これは参考になるなというふうなことについては、事業化したりして取り入れておるつもりであります。これはあくまでも、そういったものは一方方向、いわゆるプッシュ型のものであるというふうに思います。しかし本来であればですね、やっぱり住民のみなさま方が、自分たちが色んなことを取り組む中で、自分たちはこうする、こう取り組む、努力もするが、しかしここが足りないから、ここは少し手助けしてくれたらもっとよくなる、もっと暮らしやすくなるのに、地域がよくなるのに、というふうな、そうしたことで町の方に事業を要望していただくというのか、そういう支援を要望していただくというのは、そういったことも必要ではないかなというふうに思います。ですから、何してくれるの何してくれるのということじゃなしに、こうしてくれたらもっとこうなるのについていうふうな、そういう提案ですよ、住民のみなさま方の方からこうしてくれたらという提案をしていただいて、私達はそれについて、お話を伺って確かにそうだねというふうなことであれば、先ほどから繰り返しになりますが、納得いくものであれば、しっかりとそこについては予算もつけて、しっかり支援していくと、そういうふうなまちづくりでありたいなというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 お店が本当に完全になくなるっていうのは、思いもよらなかったし、誰も地域の人にもそう思われておりましたけど、その後にすぐどうしようかって考えたら、民生委員さんが1番やっぱり根を張って、色々知っててんだから集まってもらおうと、やっぱり会議中はやっぱり地元のお年寄りとか、不便さとか、そういうのはやっぱり民生委員さんの声だなと思っております。

それともう1つは、喋ってみんかいは、今度は若い人たちの声を聞きたい、このまんま何かしぼんでいくのは耐えがたいなと思ひまして、若い方にいらっしゃいにしたら、17人中若い方が5～6人はゆうにおられました。それで、何か宇田をどうしようかっていう話を、今から盛り上げようとは思っております。あんまり恩着せがましく、これしよう、あれしよう、頼もうというつもりはありません。若い方に、これからどうしていったらいいかねという問いかけから入っていききたいなとは思っております。以上です。

○議長 町長。

○町長 本当に取り組みの内容等につきましても、私たちも、役場の者も参加させていただいておりますので、聞いておるわけではありますが、本当に、ある意味画期的だなというふうに思っているところでありまして、その中で小さなことを、中々ですね、地域のことを本当に真剣に地域の方々が、顔と顔を突き合わせてですね、議論をしていく機会ってないんですよ、実際ありそうでないんです。それも一定程度の幅の広い年齢の中で、一緒に行場をやるということはありません。でも本当にまちづくりに対して議論をするっていう、それも、言葉はちょっと悪いですけど、青い議論という言葉がありますけれども、本当に純粹にですね、まちづくりの想いをぶつけ合う、そういう何の色もついてない議論の場っていうのはないんですよ実際に、今、この阿武町の中でもそういった場って中々ないと思います。役場で集めて何とか審議会とかですね、何とか協議会ってあります、でも地域の方々が本当に自主的に集まって、例えば10人なら10人の方がですね、自分たちの町をどうしよう、この地域をどうしようって、本気で本音でバチバチで話をするというような機会はないんですね。ですから、そうした意味でも、宇田郷地区でそうしたことが実際に行われはじめたということは、本当に危機感の表れでもありますけれども、大いに私たちはそれは支援していく、大事にしていく、そこから出てきたものについては、しっかりと支援をするというふうな気持ちであります。以上であります。

○議長 4番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○4番 西村容子 有害鳥獣対策について、さて、全国でイノシシやサルなどが増え、またクマの出没などで死傷者の事故が多数発生しており、阿武町でもクマの出没の無線放送が度々あります。毎日、私もサルは出ていないか、いつも周囲を見渡して出かけています。そして、相変わらず、野菜を植えても引き抜き、めちゃくちゃにしているとよく話を聞いております。折角、手間をかけて作っても、とても気の毒だなと思っております。ここでおたずねします。

昨年6月定例議会一般質問において、阿武町の猟友会の会員数は、令和4年度25人、5年間で1人減ったとお聞きしました。令和5年度の会員数はいかがですか。

また、里山づくりに向けた支援として、県萩農林水産事務所と連携して取り組んでいるとの回答がありましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。先日ある方が、昨年の春からずっとサルが作物を荒らして困っている。箱罠を設置しても入らず、出荷前に食べて、取引先には出荷量が減り、お断りに行っているとのことのお話を伺っています。このままだと、いつもサルに荒らされているので、完全に場所を変えようかとも考えておられるようです。

そこで、他の市町村ではハンターを嘱託として、地域おこし協力隊の雇用を募集している。また、サルの出ている時には、住民との連絡をするシステムを構築することはどうですかとの提案がありました。

今現在負傷者が出ていませんが、いつもサルやクマなどが、町内各地に以前より多く出没する状況となっていると思われます。大変不安の中での暮らしです。安心して暮らしていくためにも、どのような対策を考えておられるか、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の4番、西村容子君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 西村議員から、昨年の第2回の定例会に続きまして、有害鳥獣のご質問をいただきましたが、今回は、その後の進捗状況とサルの農作物被害対策、そして、最近町内をはじめ、近隣で多くの目撃情報が寄せられており、また全国的にも人的被害が多く発生しているクマの対策についてであります。

まず、猟友会の会員数の状況であります。町内に住所を置いて捕獲隊員として登録されている方は、令和4年度には奈古地区で7人、福賀地区で14人、宇田郷地区で4人の合計の25人でありましたが、令和5年度につきましては、奈古地区と福賀地区については、人の入れ替わりはありましたけれども、それぞれ7人と14人で数に変更はありませんでしたが、宇田郷地区につきましては、1人増えて4人が5人となっており、町全体で1人増の26人です。

次に、里山づくりに向けた支援であります。この取り組みにつきましては、ご案内のとおり、昨年度から、有害獣と戦う強い集落作り事業として、山口県農林水産事務所と連携して取り組んでいるところであります。内容としては、農事組合法人福の里が先行しておりますが、地域ぐるみ活動対策プランを作成して、これに基づいて鳥獣の隠れ場を取り除く緩衝帯整備を行って、その後の管理として、定期的な草刈りと有害鳥獣の侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵の設置や、猟友会員と連携したロケット花火の強力版である爆音花火、これの導入による追い払いや、箱罠の設置による有害鳥獣の捕獲を計画されているところであります。

なお、この計画による緩衝帯整備につきましては、令和5年度から3ヶ年をかけて、全部で25筆1万400平方メートルの草木の伐採を計画する中で、昨年度は8筆の3800平米を実施したと聞いているところであります。順次進

捗しているとのことでもあります。

次に、サルによる農作物への被害ですが、このことにつきましては、先月末に実施した宇田郷でのまちづくり懇談会の開催の前に、私も直接、特に大きな被害に遭われた当事者の方からお話をお聞きいたし、田部の現場にも行ってみました。大変な状況でありまして、農作物の生産者にとって、収穫や出荷を控えた作物を、サルは特にであります。食べるのではなくて、遊びで採ったり踏み荒らしたりするわけでありまして、専業農家さんにとっては、生活の基盤を脅かされる重要な問題であります。

こうした中、学習能力の高いサルの対策につきましては、現在、決定的な対策は確立できてはいないわけですが、やはり諦めずに、地道に追い払いを継続するとともに、柵なども工夫し強化する中で、自衛措置を講じた上で、人里や作物に近づけないことが重要であろうと考えるところであります。

特に追い払いにつきましては、人間は怖いものだ、人間がいるところへ近づいてはいけないといったことを、逆に学習させることが重要といわれておりまして、その意味でも、猟友会員さんの協力を求めることも有効でありますので、支援の依頼をされることも大きな手段の1つでもあります。

次に、地域おこし協力隊を、鳥獣駆除のハンターとして雇用してはというご提案ですが、全国的には地域おこし協力隊の制度を活用して、鳥獣駆除のハンターとして募集、もしくは雇用している市町村がありますが、募集の多くはイノシシやシカの駆除と、これと相まって、これを活用したジビエ等の6次化をセットしたミッションとなっているようであります。

また、さらに関連した募集もあるようではありますが、サルは銃器などを装備したハンターの接近を敏感に察知したり、ハンターの車両の車の音を覚えるなど、特定されたハンターによる駆除は、徐々に行き詰まりを迎える傾向にあるということも聞いております。

特に、地域おこし協力隊は、最長で3年間のミッションの中で、4年目以降はその市町村で生活基盤を築いて、ひいては定住をしてもらうことを期待して活動をするということになっておりますので、私といたしましては、地域おこし協力隊は、その地域の特徴と、本人の持つスキルを生かして、将来の夢を持って活動することこそ、やりがいにもつながって、その地へ根を張ってみようと思うのではないかと考えているところであります。

したがいまして、有害鳥獣駆除のためのハンターは、募集すれば応募はあるかもしれませんが、任期を迎えた後にその地域でミッションに関連し、経験を生かした就業ができるかということになると、将来的にいささか疑問を感じて躊躇するところでもあります。

次に、住民との連絡をするシステムを構築することについてであります。地域の住民のみなさんに、サルを目撃したら役場もしくは猟友会員さんへ連絡

してくださいといったオペレーションを発した場合には、みなさんがもしかしたらてんでに電話を取られて、その連絡を受ける猟友会員さんは大変な目に遭うことが想定され、対応ができなくなる可能性がありますので、これはあまり現実的ではないと思います。

また、それぞれの集落に連絡員さんのような方をお願いした場合、たまたまその方が留守の時に、サルやクマの群れが作物を全滅したとすることがもしあったら、その連絡員さんは大変な責任を感じられるということになるのではないかと、というふうなことも一方で感じるところであります。

したがって、サルやクマの追い払い、依頼につきましては、生産者もしくは管理者自らがすべきものであらうと思うところであります。

最後に、サルやクマが出没し、遭遇することによる生活の不安に対する対策ということであります。今年は、全国的にクマの出没が頻発しておりまして、町内や近隣においても、目撃情報は例年になく多くなっている中で、人的被害がないことは幸いですが、秋田県においては、先月中旬に山菜刈りの男性がクマに襲われ死亡されたという痛ましい事故も報告をされているところであります。

また、サルにつきましても、数年前には人を襲った山口市での事件もありましたが、老人、女性、子どもなどを見分ける能力を持ち、危害を加えることがあるようであります。このようなことから、サル、クマともに人が居住する地域に区域に近寄らないようにすることが最も重要であり、エサとなる家庭ゴミや廃棄農産物を放置しない取り組みなどを徹底することや、特にクマについては、聴覚が特に優れているといわれておりますので、山中に入るときには笛とか鈴とかラジオなどの音を出すものを携帯し、人間の存在を知らせることによって、突然の遭遇は避けられるものといわれています。

また、町内におけるクマの出没に係る目撃情報は、防災行政無線においてその都度お知らせしておりまして、その情報は、警察、萩農林事務所、町内の小中学校に対して提供しており、警察では目撃地周辺のパトロールに心がけていただいております。

町といたしましては、鳥獣害からみなさまの生活を守るために、これまでどおり、猟友会員さんとの連携はもとより、獣害対策のための侵入防止柵設置補助事業につきましては、引き続き行方一方、クマの出没情報は、防災行政無線で引き続き屋外スピーカーを含めて迅速にお知らせすることに心がけ、関係機関と連携した対策をとってまいりたいと考えている次第でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 本当に、木が揺すられるとサルがいるのかなという、絶えず見て出かけている、みなさんも山を背にしたり、近い山があると不安なっていうか、そういう生活に慣れたっていうか、もう野菜もまた来たよって、それも慣れみたいな感じになっております。でも、どうしようもなくてこういつては何ですけど、ケガとか被害がなければいいというのが、いつもの想いですけど、猟友会のみなさんには、申し訳ないんですけど、やっぱりいざという時にきていただければ、人家のあるところは撃てないということでした。私も、田部の方が、今はもう病気でおられませんけど、やはり、そういうのからしても人家がある方はやっぱり不安ですよ、何かサルが減る、何か減っていく方法はないものかと、みんなそれはいってます。今後、その方のまた十分いい知恵を出してもらえないかと思うんですよ。私達はやっぱり来ない方が1番いいんですけど、増える方もよくないんです、減る方を願っております。すいません、その辺の対策をまたお願いします。

○議長 町長。

○町長 本当、サルも随分前からいわれておりまして、一向に対策をとったから改善するということでもありません。今まで捕獲したサルに無線機をつけてみたり、罠もですね、サル専用の落とし穴、罠というのでしょうか、大きな出ることができないような罠、もちろんそれで捕獲したことももちろんあるわけありますが、ではあれだけの群れでくるサルを全て取るっていうのは、中々現実的に難しいわけでありまして、なお知恵がある、高いところは登るということで、本当に難しい話であります。

先ほどの繰り返しになりますけども、私もネギを食い荒らされた現場も行ってきました。行ってみましたが、本人さんからももちろんお話も伺ったわけありますけども、本当に出荷間近な大きくなったネギをですね、それも多分高く売れると思いますけれども、そのネギをですね、引いて遊ぶんですよ、そういう食べるならしれてると思いますけど、引くのは何ぼでも引けますから数、100本でも1,000本でも、というふうなことでですね、それはもう全然商売にならないというふうなことで、特に専業、その方専業農家ですが、生活を脅かされるというふうな、収入を断たれるということでもありますから、本当に大変な思いをされていらっしゃるんですが、私達も色んなことで研究をしながら、できるだけ対応について、町ができることはしっかりとやりたいというふうに思いますし、また、色々と新しい対策も出てまいりますから、そちらもしっかり研究させていただいて、できるだけ対応はさせていただきたいというふうに思っております。

そして、まずは自己防衛というふうなことで、その音が鳴る爆音花火、ロケット花火であったり、いわゆるその大きい爆音花火であったり、色々な自衛もやって、これも自衛としてやってもらいたいし、猟友会の方々にも電話を

していただければ出動していただける、で出動については出動手当っていうのも町の方から差し上げるような仕組みになっておりますから、遠慮なくですね、猟友会さんの会員さんの方に連絡していただいて、そういった対応をしていただけたらというふうに思いました。

ただ、今本当にこれですという決定的なものは、これは日本全国どこでもないわけではありますが、そういうふうなことで当面は対応していくということに尽きるというふうに思います。以上です。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、西村容子議員「ありません」という声あり。)

○議長 これをもって、4番、西村容子君の一般質問を終わります。ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／14時12分 会議再開／14時20分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議長 それでは次に5番、松田 穰君、ご登壇ください。

○5番 松田 穰 それでは通告に従いまして、防災無線の使用について、質問をさせていただきます。

約13年前から阿武町で生活をはじめたんですが、阿武町ではじめて経験したことがいくつかあり、その1つが防災無線の戸別受信機です。これまで、生まれた山口県宇部市から、学生時代に東京都新宿区、ちょっと都会に住んだこともありました。沖縄県のうるま市に行って、静岡県東伊豆町、そして色々まわった末に阿武町に今落ち着いてますが、色んな場所で生活してきたんですけど、各家庭に防災無線の戸別受信機が設置される自治体というのは、阿武町がはじめてでした。

近い形のものとしては、屋外にスピーカーが設置され、地震発生時に放送が流れて、火の元の確認など注意喚起を行う、ほかにも季節によって夕方5時、または6時に子どもたちに帰宅時間を知らせる放送がされていたのを聞いた覚えがあります。

これが阿武町においては、各家庭に1台ずつ設置され、午前6時45分と午後7時30分に定期的に放送があり、それ以外にも先ほどもありましたが、クマの出現とか、あと目撃情報、また火災発生時の放送があり、町民の生命や身体、また財産を守るために大きな役割を果たしていると考えます。

前回、3月議会での一般質問への答弁でも、宇久地区や筒尾地区など、防災無線のスピーカーを増設することで、来町されたレジャー客に対しても災害発生時の注意喚起を行えるなど、その役割は大きいものと感じております。ただ、災害発生時以外の平常時は、町からのお知らせが多く、また、町民の中に

は仕事や生活サイクルによっては、その放送を耳にすることがあまりない方もいらっしゃるかもしれません。私自身、仕事の日には朝6時45分にはすでに海の上において、朝の放送を聞く機会はあまりありませんし、漁師になる前、サラリーマン時代には、仕事を終えて家に帰るのは午後8時過ぎになる事も多く、夜の放送を聞けない事も多くありました。

現在、防災無線は、使用料として月200円の利用料がかかり、我が家では、口座引き落としで6ヶ月に1度、半年分の1200円が口座から引き落とされています。受益者負担という観点からすると、使用料がかかるのも理解できますが、防災に関する放送は、自治体、町がその町民の生命と財産を守るために行う行政サービスとして当然の事のように感じ、これまで自分が生活してきた市町同様に、使用料が発生しなくてもよいのではないかと感じております。

さらに、現在使用料が発生しておりますが、使用料は滞りなく回収されているのかどうか、仮に滞納があれば、その公平性を維持するためにも、月額200円を回収するために、役場職員が電話連絡をしたり訪問するなど、その時間と労力を費やす事を考えると、使用料をなくしてもよいのではないかと考えております。これについて、町長のお考えはいかがでしょうか。

また、現状の防災無線のシステムについて、その機器は、阿武町での運用当初と比較して、どの様に進化しているのでしょうか。ここ10年間の期間でも、例えば通信機器は携帯電話からスマホに代わり、その普及率は2012年に49.5%であったものが、2022年には90.1%にまで伸びています。機能的にも、通話やメール等の通信メインだったものから、ウェブに接続し様々な事柄を調べたり、電子決済ができたり、色んな部分で進化しておりますが、防災無線の戸別受信機はどうなのでしょう、現状では聴覚障害のある方には何も伝えられない状態ですが、最新の防災無線のシステムはどこまで進化しているのでしょうか。また、進化しているのであれば、将来的に防災無線のシステムはどうなっていくのか、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の5番、松田 穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 5番、松田議員の質問にお答えします。

まずは、本町の防災行政無線の経緯を申し上げますが、昭和30年の合併後に、役場を中継した町内限定の電話機能と、役場からのお知らせ機能をもった有線放送施設を整備して利用していた訳であります。昭和53年6月の電話の自動化に伴って、電話機能は終了して、お知らせとラジオ放送に限定して利用運用されてきた経緯があります。

そして、昭和62年から63年度にかけて、新農村地域定住促進対策事業によって、防災行政無線施設が整備され、さらに平成元年度から、カセットテープを使って、定時に行政情報なども流すアナログ無線放送がはじまったところで

あります。

そして、ご質問の使用料であります。この防災行政無線施設の整備にあわせて、条例でいいますと、阿武町農村情報連絡(防災行政無線)施設の設置及び管理に関する条例が制定されて、戸別無線機設備を貸与して、月額 200 円の使用料を徴収するということがはじまったわけでありまして。

そして、平成 21 年度にアナログ化というふうことで、県営中山間地域総合整備事業、及び単県農山漁村整備事業によりまして、それまでのアナログをデジタル化改修して、それが現在使っておるものであります。

ここで参考までに、県内 19 市町の防災行政無線の整備状況を申し上げますと、屋外の拡声器、スピーカーであります。これにつきましては、全ての市町で整備が完了してあります。

また、家庭のいわゆる戸別受信機であります。これにつきましては、それぞれの市町の一部にあるというふうなことも含めまして、下関市以外の市町では概ね整備されているようでありまして。ただ、厳密にいきますと、阿武町と同じように、全戸に屋内の受信機が設置され、定時放送が流されているのは、阿武町以外では周防大島町だけでありまして、例えば、萩市は旧郡部の限定、山口市は旧阿東町限定、宇部市は小野地区ですね小野地区のみ、そして岩国市、周南市、山陽小野田市は、防災ラジオにより、ラジオ放送や緊急放送などが流されているほかに、長門市については、ケーブルテレビを使ったラジオ告知という受信機により、ラジオ放送や緊急放送などが流されているようでありまして、その他の市町につきましては、必要に応じて緊急放送や地域情報を流す程度か、あるいはミュージックチャイムとかサイレンが流されているようであります。

また、各市町の使用料につきましては、阿武町以外では、下松市、周南市、山陽小野田市の3市で負担金を取って受信機を貸与しているというふうな形を取っているようでありまして、阿武町のように毎月の使用料を徴収している市町は他にはありません。

次に、防災行政無線にかかる経費について申し上げます。予算ベースでは、今年は歳出で 459 万 5 千円を計上し、歳入は主に使用料であります。これが 300 万 1 千円、これが歳入としてみております。

なお、使用料につきましては、ほとんどの世帯が振替で、9月と3月の2回に分けて、引き落としをさせていただいております。現金払いを希望されている方につきましては、9月3月にそれぞれ 1,200 円ずつ納付書をお送りしています。

また、滞納のある方につきましては、この納付書を送る際に、納付のお願いをつけて、滞納分の納付書を一緒にお送りし、請求をさせていただいているところでもあります。

なお、滞納状況であります。令和元年度から4年度までの過年度分が20件で、合計20件で61,400円、そして、これにあわせて昨年度分の納付書を送りしているのが、17件で20,400円の滞納が発生しているところであります。

最後に、防災行政無線システム及び戸別受信機の進化と今後の展望ということですが、現在の防災行政無線は、平成22年4月から運用を開始して14年が経過しているところであります。その設備の中の操作卓自体は、20年前に設計されたもので、部品が入りにくく、故障のリスクも高いというのがメーカーの見解であります。

また、機器の進化につきましては、タッチパネル化による操作卓の操作性の向上、性能アップによる信頼性の向上、さらには、災害現場等への持ち出し可能なタブレット型の操作卓、また、操作卓から1回の操作で、防災行政無線のほかに、スマートフォンへの緊急速報メールや登録メール、町のホームページ、X前のツイッターですがX、それからラインなど、複数のメディアへの一斉配信や配信先の選択も可能になっているようであります。

ただ、私といたしましては、これからは防災や行政無線を一方的に流すだけではなく、高齢化社会に対応する双方向の設備が必要ではないかと思っているところでもあります。この件につきましては、以前、令和3年の広報あぶ9月号の中で、町長のコラムにも書いたことがあります。光ファイバの整備により、毎週決められた時間に、ひとり暮らしのご老人と役場の保健師が、カメラ付きのテレビでつながることによって、その時のカメラを通しての表情や部屋の様子、そして会話を通じて、心と体の健康管理と同時に安否確認ができるという例をあの時に書きましたけれども、すでにこのようなことを行っている事例もあるわけであります。そして、これもすでに運用されておりますが、機器の精度がさらに上がってくれば、本町の新たな医療分野においても、オンライン診療も考える必要があるとも思っているところであります。

また、これからの時代は、テレビでなくても利用者に応じて、電話型の端末やタブレット型端末、スマートフォンのアプリを活用し、クラウドサーバを利用して、新しい情報配信システムが防災行政無線に取って代わってくるとも思われるところであります。

いずれにいたしましても、今後の防災行政無線の整備の方向性につきましては、今年度に策定予定のDX推進計画の中でしっかりと議論することとしておりますし、ご指摘の使用料につきましても、行政改革大綱の改定を予定しておりますので、この改訂の際に検討項目にするよう予定しておりますので、そのことを申し添えて答弁いたします。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 では再質問いたします。先ほどちょっと予算案と歳入について、今年度でいいますと歳入は約300万円、歳出に関しても459万円程度という話でしたが、たしか今年度は20台ほど新しい機器の戸別受信機の購入が170万円ぐらい入ってたと思います。このあたりを考えても、やっぱり機械自体が古くなって、そろそろ交換が必要な時期なのかな、という機械とかもシステムの寿命をです、こういう更新時期が近づいているのかな、ちょっと質問で書かせていただいたんですけど、聴力がやっぱり弱い方、耳が聞こえない方には防災無線に流しても伝わらない。これが今、機械が進化した状態であれば、例えばその機械に表示されるとか、先ほどもっと進んだ形で双方向の通信が可能になって、見守りまでできる、そこまでの役割を果たしていくようなものになるのか、利用料が最低限のサービスだからなくてもいいんじゃないかっていうあれなんですけど、逆に、先日僕も利用させてもらったんですけど、海士グループのちょっと放送をさせていただいたりとかですね、こういった個別で頼まれたときに、その方から、じゃ1回500円ねとかしてもらおうような形とかで、全戸からっていうんじゃないくて、本当に依頼があつて、その放送を何らかのグループなり個人なりが使った場合にもらうような形にしてもいいのかなとか、そういった見直しとか、使用料に関しては、そんなにウエイトは自分は質問の題名の割にはあまりウエイトをおいてなかったんですけど、今後のその防災無線の方向性というのはやっぱり聞きたかったっていう部分で、この質問を出させていただきました。

今年度のDX推進の中で、自分が想像していたよりも、もっと深い形でその双方向での通信できるような設備とか、そういった部分をもっと深めて考えていかれるのかなと思うんですが、例えば時期とか、今年度ある程度構想を練っていった場合に、じゃ本年度構想がある程度固まったら来年度どうなるのか、再来年度それが実際機械とかまで選定したら差来年度になっていくのか、そのあたりどのぐらいのタイミングを考えられているのか、もしある程度目途があればお話しいただけたらと思います。

○議長 町長。

○町長 まず、今の防災行政無線の形になったのが14年前でありまして、それまではアナログでありまして、それをデジタルに改修したわけでありまして、

デジタルに改修しますと何がいいかといいますと、音声が大変クリアである反面、電波の到達距離が短くなるというふうなことで、中継局がたくさん必要になってます。そういうふうなデメリットもあります。

そしてもう1個が、アナログはだんだん聞こえにくいというのがありますが、デジタルになりますと、聞こえるか聞こえないか、聞こえなかったらブツッと何も聞こえなくなる。アナログは雑音が入るとか、昔ラジオを聞きよったときに聞こえにくいとかですね、ちょっと何か聞こえるみたいなのがありまして、

それはありません。アナログはデジタルになりますと一切、1か0というふうなことで、よいかよい面もあるし、クリアでいいという面もあるし、そういうふうな何とか聞こえるというようなことがない、聞こえなかったら何も聞こえないというふうな、そのデメリットもありまして、色々な今、日進月歩、機器が出ておりますから、実際には今、私たちのところにも色々な業者さんが提案にこられます。あの防災行政無線の1つの戸別受信機、まあラジオですけど要するに、あれ5万します1個、5千円じゃないかというふうに思いますが、5万するんです、あれが。そういうふうなことで、20台いりますと100万円というふうな、そういった経費も掛かります、年が経っておりますから、確かに老朽化して、それを今から更新していく時期に入ってきて、お金が入ります。そういうことで、最後の方に申し上げましたけれども、今DXを推進していく中で、まず何からは始めるかということがあります。町内の役場の中の事務的なDXもありますが、しかしみなさま方に向けたDXで何ができるか、私がコラムに書いたのは、その1つの例として双方向で、例えばテレビ電話のようなもの、今日ちょっと紹介したようなああいうしたもので、そして今大変カメラの精度もよくなっていますから、顔色まで詳細な顔色までわかるような、そういう時代ですから、そのお年寄り1人暮らしのお年寄り、それがテレビの画面なのかタブレットがあるかは別として、何かの形でお互いに画面を通して顔見ながら話ができる、電話のように話ができる、それも顔色までわかるようなそんなことが今できる時代になってますから、そういった今一例ですけども、そういったことを今度のDX推進計画の中で、DXをまず阿武町でこれを取り入れていこうというのを今から決めて、それに向けて今度はそれをやるためにはどういう方式があるのか、例えば今の見守りでそういうふうな形であれば、どういう最新の機器があるのか、そういうのも調べて経費がもちろんいくらかかるのか、それについて国あたりの補助事業とはどういったものがあるのか、調査して、これから以降これだったらすぐとっかかれるかもしれないというふうなことがあれば、そこからやっていく。それを今スケジュールということで、まだそこまでのスケジュールになってませんが、とにかくDX推進計画を今年度、令和6年度中に作ります。その中に盛り込まなくちゃいけないというふうには思ってます。

それと使用料の問題であります、これにつきましても、昭和63年の当時は無線じゃあったんですけど、アナログの無線をはじめたときですね、それまで有線だったのをアナログの無線に、昭和63年に農村定住事業でやったわけですけども、そのときから今の使用料という話が出てきた。でそのときは、農村定住何とか事業ではありますが、それはですね、通常の防災行政無線、プラスアルファの農林水産省の補助事業を受けておりますから、農林水産情報というのは流す条件付きだったんですよ。だから今日はウニの解禁ですとかです

ね、今日は霜がおりますからみなさん注意してくださいとか、農協さんとか漁協さんとか、そういう原稿とかが上がってきたりもしてて、そういうふうなことを、よそに比べてすごく広い範囲というんですかね、色んな農林水産情報まで流すことを義務化されてたんですね。そういう団体から上がってきたのを流しなさいということになってて、それを今までずっとやってきて、そういうふうなことも含めて、他の同様なことをやってる市町に比べたら、阿武町のは情報量が多いんです。ただあまり多すぎるから、私は今の無線に変えたときに、アナログをデジタル化したときに、5分以上やってはいけないということで、みなさん工夫しながら、たくさん各課から上がってきたりするんですよ、それを5分以内に収めるように工夫をして、今流していच्छゃると、聞く人は一生懸命聞いてらっしゃるし、逆に変な言い方ですけど、やかましいという、時間が時間ですから特に朝ですね、そういった方もいच्छゃったりするので、とにかく5分以内でやってくださいというふうなことで今やってて、今に至ってます。

ですから、昭和63年度から利用料は、そういうふうな他のところの緊急放送だけじゃなしに、色んなことも付加した中でやってますから、200円ほどはいただけませんかということで、いただいているわけではありますが、ただ、今、松田議員おっしゃいますところの趣旨も、あくまでも防災行政無線じゃないかというふうな話の中ではありかなというふうなお話もですね、思いをされる方もいच्छゃるかなというふうなことであります。今これをやめるとかやめないとか申しませんが、とにかくこれも行革大綱の中で、それが課題であることは私も十分認識しておりますし、これは検討するようにしておりますから、利用料についても、中で議論をさせていただきたいというふうなことを思っております。いずれにいたしましても、今のスケジュール感としては、まず今年度にスケジュールをある程度、DX推進計画、そして行革大綱の中でやってスケジュール感が決まってくるのかなというふうに思います。いずれにしても、でももう14年経ってますから、そんなにじゃ5年先までおきますかという話はそれはないというふうに思います。そんなところで

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 今日冒頭からもちっと話もありましたけど、今色んなところで戦争があつたりとか、近隣のどこかの国がミサイル飛ばしたりとかあってあれで、防災無線に関して今回ちょっと調べてる中で、意外に沖縄の市町が引っかかったりして、衛生上の物を結構最近、どこかの国が飛ばしたりしてたんで、その辺の絡みで向こうではサイレンが夜中に鳴ったりとか、そういう部分で取り入れるところ、市町も増えてきているのかなっていうのもちょっと感じ

たところですよ。やっぱり防災無線っていうのは、やっぱり基本的に生命や財産を守るために使うものであって、最初の、先ほどの話で昭和 60 年代からはじまったときとは趣旨も変わってきているし、実際に国民の命を守るようなサービスに対して料金発生しているかって考えると、この防災無線も同じような趣旨にあたるんじゃないかなっていう部分は、ちょっと話を聞いてやっぱり思いました。せつかく今年度DXの構想を練る中で、この防災無線についても検討していただいて、使用料についても行政大綱の中で、話し合っていただけということでしたら、やはり必要最低限のサービス、行政サービスの一環として、使用料っていうのもなくしてもいいんじゃないかと思いましたんで、できるだけ善処をいただければと思います。以上です。すいません。

○議長 町長。

○町長 ご意見は伺いました。よく検討させていただきます。問題があると思うから行革大綱で検討するというふうにしておるわけであります。

もう1個ですね、これ付け加えておかなきゃいけないのが、防災行政無線で今色んなところがやってて問題なのがですね、屋外拡声器が特に大雨、あるいは台風等のときに全く機能しないと、それは考えてみれば、皆家を締め切って、雨が降る、風が吹く中であの防災行政無線が聞こえるかと、聞こえないんですよ実際に今までの経験でいわれておりますけれども、ですからその意味で、私は阿武町は各家庭の家の中にそれが屋内の受信機があるということは、ものすごく大きなことだというふうに思います。屋外の拡声器は最低限どこの市町も、はじめ申しましたように、どこの市町にもあるんですよ。それは屋外のスピーカーなんですよ。ですが、何も無いときは聞こえるかもしれませんよ、みなさんが戸を開けて、Jアラートとかは聞こえるかもしれませんが、台風とか大雨とかそういうときは聞こえません。聞こえないといわれてます。ですから、その意味では私は阿武町はそこまで、各家庭までそこがあるっていうのは、本当にみなさんの安全安心にはしっかりつながっている。そういう意識はしっかり持っておりますので、料金のことは別として、住民の方にも屋外スピーカーがあればいいじゃないかという話もありますけど、そうじゃないということだけは認識しておいていただきたいと思います。

○議長 これをもって、5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

日程第4 議案第1号から日程第13 議案第10号を上程

○議長 日程第4、議案第1号から日程第13、議案第10号までを一括議題といたします。

○議長 まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(水津繁斉) 議案書の3ページをお願いいたします。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)について、ご説明いたします。

これは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1号第1項の規定により、阿武町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

専決理由といたしましては、地方税法などの一部を改正する法律(令和6年法律第4号)及び関係政令などが令和6年3月30日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、これについて、同年3月31日をもって専決処分につき、これを報告し承認を求めるものでございます。専決処分書につきましては、次ページ4ページ、令和6年3月31日付専決処分書でございます。専決事件は、阿武町税条例の一部を改正する条例です。改正内容改め分につきましては次のページ、5ページから15ページまで、新旧対照表は、16ページから51ページまでです。説明資料は、別紙資料の1ページから10ページまでで、1ページから4ページまでが改正条項別の説明、5ページから10ページまでが主な改正内容の説明です。

なお、今回の改正は、令和6年度税制改正に基づくものであり、主な改正内容としましては、個人住民税の定額減税、同じく個人住民税に関して、公益信託見直しによる寄附金控除規定の整備、3番目といたしまして、土地の固定資産税に関して、負担調整措置等の延長、4番目としましては、個人住民税、固定資産税、特別土地保有税に関して、職権による減免化の規定の整備です。

それでは、説明資料を見ていただいて、主要項目について概要説明をいたします。説明資料の5ページをお願いいたします。

まず最初の改正項目、個人住民税関係で、個人住民税の定額減税に伴う改正でございます。説明資料の5ページから定額減税の概要と、実施方法の説明を載せております。個人住民税の定額減税は、賃金上昇が物価高に迫いついていない国民の負担を緩和するため、国の施策として、デフレ脱却のための一時的な処置として、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税の減税が行われるものです。

個人住民税につきましては、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が実施されます。対象者は、合計所得金額が1805万円以下の方となります。

次のページ6ページをお願いいたします。減税の実施方法を説明しております。個人住民税の徴収方法によって、減税の実施方法は異なっておりまして、

例えば給与所得のある方につきましては、6月分は徴収せず、定額減税後の税額を7月から来年5月までの11ヶ月で均して賦課されます。普通聴取や公的年金などからの特別徴収につきましては、資料の方をご覧ください。

資料の1ページに戻っていただきまして、続いて個人住民税関係ですが、公益信託見直し等による寄附金控除規定の整備でございます。公益信託に関する法律及び所得税法の改正により、公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、当該公益信託にかかる信託事務に関する寄附金と変更され、公益法人と同様に、寄付金税額控除の対象にすることとなりました。対応する条例化につきましては、資料1ページの1番最上段、附則第37条の第1項と、3ページの最後の方であります。1番下のところに第34条の7第1項第1号になるところになります。

飛んでしまいましたが、資料の8ページをお願いいたします。固定資産税関係で、土地の固定資産税の負担調整措置の延長でございます。8ページから概要を説明いたします。税負担の公平等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担基準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等が3年間延長されることとなります。今年度、令和6年度は、3年に1回の評価替えの年度であります。8ページには5年度までの負担措置を実施しております。

次のページ9ページをお願いいたします。令和5年度から6年度にかけて、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれていることを示しております。真ん中が5年度の負担水準、向かって右端が6年度の負担水準の見込みでございます。

次のページ10ページをお願いします。このばらつきの拡大を受けて、令和6年度からの負担調整措置を実施しております。向かって左側ですが、商業地等の宅地、いわゆる住宅用地以外の宅地ですが、60%から70%の据え置きゾーン内に再び収斂させる目的で、8年度までの間、現行の負担調整措置が延長されます。参考までに、小規模住宅用地と一般住宅用地の特例も実施されております。向かって右側の宅地並み評価の農地の2件につきましては、都市など、都市計画法に基づく課税ですので、阿武町には適用がございません。

すいません、再び1ページの方に戻っていただけたらと思います。次は町民税、固定資産税、特別土地保有税関係で、職権による減免化の規定の整備でございます。本年元旦に発生いたしました、令和6年能登半島地震に係る対応を踏まえて、大規模災害が発生した場合に、災害減免の適用ができる被害を受けているのが明らかでありながら、申告書の提出を必要とする規定のために、減免適用が遅れる事態を避けるため、町長が認める場合には、申告なしに減免を適用することができる規定を設けるものです。原則は申告をするということであります。対応する条例は、1ページの資料の2段目、それから2段目の第51条第2項、それから4段目の第71条第2項、5段目の第139条の3第2項に

なります。

以上、ご説明いたしました主な改正の他にも改正された内容につきましては、説明資料の1ページから4ページまでで、改正条項ごとに説明を載せておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／15時00分 会議再開／15時08分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き、議案説明を行います。

○議長 次に議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書の52ページをお願いいたします。議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、説明いたします。

これは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

専決理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)及び関係政令等が令和6年3月30日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、これについて、同年3月31日をもって専決処分につき、これを報告し承認を求めるものです。専決処分書につきましては53ページ、令和6年3月31日付専決処分書でございます。専決事件は、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改め文につきましては54ページ、新旧対照表は55ページから56ページです。説明資料は、議案書説明資料の11ページから12ページになります。

なお、今回の改正は、令和6年度税制改正に基づくものであり、主な改正内容としましては、後期高齢者支援金等課税限度額の変更、引上げ、2番目として、軽減判定基準の見直し、引上げです。

説明につきましては、説明資料の11ページ及び12ページにイメージ図により説明いたしますので、11ページからお願いいたします。

改正概要について説明いたします。まず、課税限度額の変更、引上げです。上の段の方、第2条第3項についてですが、政令改正に伴うもので、医療給付が増加する中、保険料負担等の公平性確保等の観点から、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、22万円から24万円に引き上げるものであります。これにより、課税限度額はお示ししているとおり、基礎課税額については65万円据え置き、後期高齢者支援金等課税額につきましては24万円、2万円引上

げ、それから介護納付金課税額につきましては17万円で据え置きということになります。

12 ページ、次のページにイメージ図を載せておりますのでご確認ください。グラフ状になっているところが、その示しているイメージでございます。

すみません、元の位置11ページに戻っていただきまして、下の段ですね、第23条第1項の改正でございますが、これも政令改正に基づくもので、経済動向等を踏まえて、一定所得以下、中低所得層の世帯の保険料負担軽減を図る観点から、この軽減判定基準を見直す、拡大するものであります。

具体的には、5割軽減の対象額となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行29万円から29万5千円に、また2割軽減の対象となる所得の算定につきましては、現行53万5千円から54万5千円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次のページにイメージ図を載せておりますのでご覧ください。グラフの下に、薄緑色の3枠が広げられているというイメージでございます。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回))について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 議案書の57ページをお願いします。議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)について、ご説明いたします。

それでは最初に、次のページの専決処分書をお願いいたします。

本案件は、地方自治法第179条第1項の規定により、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、3月27日付で専決処分を行ったものであり、専決事由は、療養給付費の精算に伴う請求額が大幅に伸び、予算不足を生じ、早急に補正の必要があったためです。

それでは、前ページにお戻りください。今回の補正は3000万円を追加し、補正後の予算を5億9160万7000円とするものです。それでは、別冊の令和5年度補正予算書の10～11ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費は3000万円の増額です。これは、一般被保険者に係る医療費として、県へ支払う負担金で、清算に伴う増額です。

続いて、歳入について、ご説明いたします。8ページ9ページをお願いします。

4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金は3000万円の増額です。これは、医療費として県へ支払う負担金と同額を、交付金として受け入れるものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは議案書の59ページになります。議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

本案件につきましては、これまで会計年度任用職員の期末手当については、定年前再任用短時間勤務職員、いわゆる再任用職員に読みかえて運用してまいりましたが、以前の人事院勧告、及び近年の他市町の動向により、条文の読みかえ規定を削除することで、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の職員に準じるよう改正するものであります。

それでは改正内容につきましては、議案書の60ページの新旧対照表によりご説明をいたします。第14条のフルタイム会計年度任用職員、及び第24条のパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当につきましては、いずれも条文の中の給与条例第16条第3項中の、定年前再任用短時間勤務職員を削除することで、一般職員に準ずる扱いとするものです。

この改正により、再任用職員の期末手当を、年間で137.5/100から245/100に改正し、年間で107.5/100増額するものであります。なお、施行日は今年の6月1日からで、6月に支給する期末手当から適用するものであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第5号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書62ページをお願いします。議案第5号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案件は、今年3月13日に公布された、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府政令により、保育所等における保育士保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、本条例を改正するものです。

今回の改正により、保育所等の保育士保育従事者の配置基準が、3歳以上4歳未満の児童については、概ね20人に1人から、概ね15人に1人に、4歳以上の児童については、概ね30人に1人から、概ね25人に1人に改められることから、本条例の関係条項を一様に改正するものです。

それでは、63ページからの新旧対照表によりご説明いたします。本条例では、保育所等を設置する際の職員の配置基準を、保育所の種類ごとに定めているため、第29条、第31条、第44条及び第47条において、それぞれ職員の配置基準を一律に改めます。施行期日は公布の日からとなります。以上で説明を終わ

ります。

○議長 次に議案第6号、漁港漁場の整備法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長(近藤慎治) 議案書 65 ページをお願いします。議案第6号、漁港漁場の整備法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明します。

本案件は、国において漁港漁場整備法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する阿武町漁港管理条例、及び阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の中で引用されている法律の題名を一括して、漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正するものです。

それでは、66 ページの新旧対照表によりご説明いたします。上段に阿武町漁港管理条例、下段に阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の新旧対照表でございます。それぞれ第1条において、漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めます。なお、施行は公布の日からで、適用は令和6年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第7号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の 67 ページをお願いいたします。議案第7号、物品売買契約の締結についてをご説明いたします。

本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について、予定価格が 700 万円を超えるため、町議会の議決を求めるものであります。

まず、契約の目的は、更新の基準年としている、購入から 30 年が経過する阿武町消防団の奈古第1分団が使用している小型動力ポンプ付積載車の更新で、物品の納入場所は阿武町役場です。契約の方法は指名競争入札により、6月10日に入札を行った結果、契約の金額は税込で 1276 万円です。契約の相手方は、山口県周南市久米 1124 番、株式会社ハツタ山口、代表取締役小田泰寛です。

なお、購入を予定している積載車の仕様は、昨年度に福賀分団に納車された小型動力ポンプ付積載車と同じ仕様によるものです。以上で説明を終わります。

○議長 議案第8号、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書 68 ページをお願いします。議案第8号、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、ご説明します。

本案件は、山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、地方自治法第 291 条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議し定めることになっており、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める

ものです。

今回、協議のありました規約変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等に伴う変更です。次のページの新旧対照表をご覧ください。別表第1中、2及び3の被保険者証及び資格証明書を、資格確認書等に改めるものです。施行期日は、令和6年12月2日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第9号、令和6年度阿武町一般会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の70ページをお願いいたします。議案第9号、令和6年度阿武町一般会計補正予算(第1回)について、ご説明いたします。

今回の補正額は、1億97万2000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、34億897万2000円とするものです。なお、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきましては、別冊補正予算書の第1票第2表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書14ページ、1款、議会費から副町長。

(副町長、議会費、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(社会福祉総務費、老人福祉費、物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等臨時給付金事業費、物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等臨時給付金事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、(小学校費)学校管理費、給食センター費、(中学校費)学校管理費、社会教育総務費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。10 ページ、14 款、国庫支出金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第 10 号、令和 6 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 71 ページをお願いします。議案第 10 号、令和 6 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は 1075 万 8000 円を追加し、補正後の予算を 5 億 8005 万 1000 円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 46、47 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で議案説明を終わります。

日程第 14 委員会付託

○議長 お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 10 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 10 号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れ様でした。

閉会 15 時 51 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **池 田 倫 拓**

阿武町議会議員 **市 原 旭**